

参 考 資 料 (所 得 税)

平成23年12月20日
財 務 省

目 次

・ 社会保障・税一体改革成案（抄）	1
・ 附則 104 条（抜粋）	2
・ 平成 23 年度税制改正大綱（抄）～基本的な考え方～	3
・ 所得税収の推移	4
・ 所得税・個人住民税の限界税率（夫婦子 2 人の給与所得者）	5
・ 所得税率の推移	6
・ 個人住民税率の推移	7
・ 所得税＋個人住民税の税率の推移	8
・ 給与収入の分布の推移（昭和 60 年～平成 22 年）	9
・ 給与収入 1500 万円以上の分布の推移（平成 9 年～平成 21 年）	10
・ 個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	11
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみの給与所得者）	12
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子 2 人の給与所得者）	13
・ 税負担の変化	14
・ 近年の取組みによる税負担と手当のネット負担の変化	16
・ 税負担と児童に対する手当のネット負担の変化	19
・ 税負担と児童に対する手当・高校実質無償化のネット負担の変化	20
・ 国民負担率の内訳の国際比較	21
・ 総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得等）の課税ベースのイメージ	22
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	23
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子 2 人の給与所得者）～小学生・中学生の場合～	24
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子 2 人の給与所得者）～中学生・高校生の場合～	25
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦のみの給与所得者）	26
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者）	27
・ 申告納税者の所得税負担率	28
・ 主要国の所得税等の最高税率について	29
・ 富裕層による課税強化に関する発言	30
・ 欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要	31
・ 所得再分配によるジニ係数の変化	32
・ 所得税の税率区分ごとの税収	33
・ 所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合（推計）の状況	34
・ 復興特別所得税（付加税率 2.1%）による年間の税負担額	35
・ 給与所得控除の見直し（23 年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）による税負担額の変化	36
・ 給与所得者（4,552 万人）の状況	37
・ 年金保険料の推移（平成元年～平成 23 年）	38

社会保障・税一体改革成案（抄）

平成 23 年 6 月 30 日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21 年度税制改正法附則104 条第3 項及び平成22 年度・23 年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

（1） 個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

附則 104 条（抜粋）

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 省 略

2 省 略

- 3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。
- 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二～八 省 略

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日〕
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

2. 個人所得課税

（1）所得税

① 基本的な考え方

所得税については、累次の改正により累進緩和や各種控除の拡充が行われてきました。一方、給与収入階層の分布を見ると、平成 9 年まで平均給与は上昇し、高所得者の割合も増加してきましたが、その後、これらは低下し、平成 20 年は平成 2 年と同程度の水準に戻っています。このため、同じ税率構造の下では、インフレ等により名目賃金が増加すれば全体としての累進性が高まるはずのところ、逆に累進性が低下する現象が生じ、所得再分配機能と財源調達機能が大きく低下しています。格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。

そのため、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。

所得収の推移

○ 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。

(注)ピーク時(平成3年度)の26.7兆円と平成23年度当初予算額の13.5兆円の差額(約▲13兆円)の主な要因は、

- ・ 分離課税分(利子及び土地の譲渡所得等)の落ち込みが約▲8兆円
- ・ 制度減税(増税との差引)及び税源移譲分が約▲4兆円

【抜本的税制改革】

▲3.9兆円(税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円→35万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(45万円))等

+1.7兆円(マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行)

【税制改革】

▲2.4兆円(税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:35万円→38万円)、給与所得控除額の引上げ)

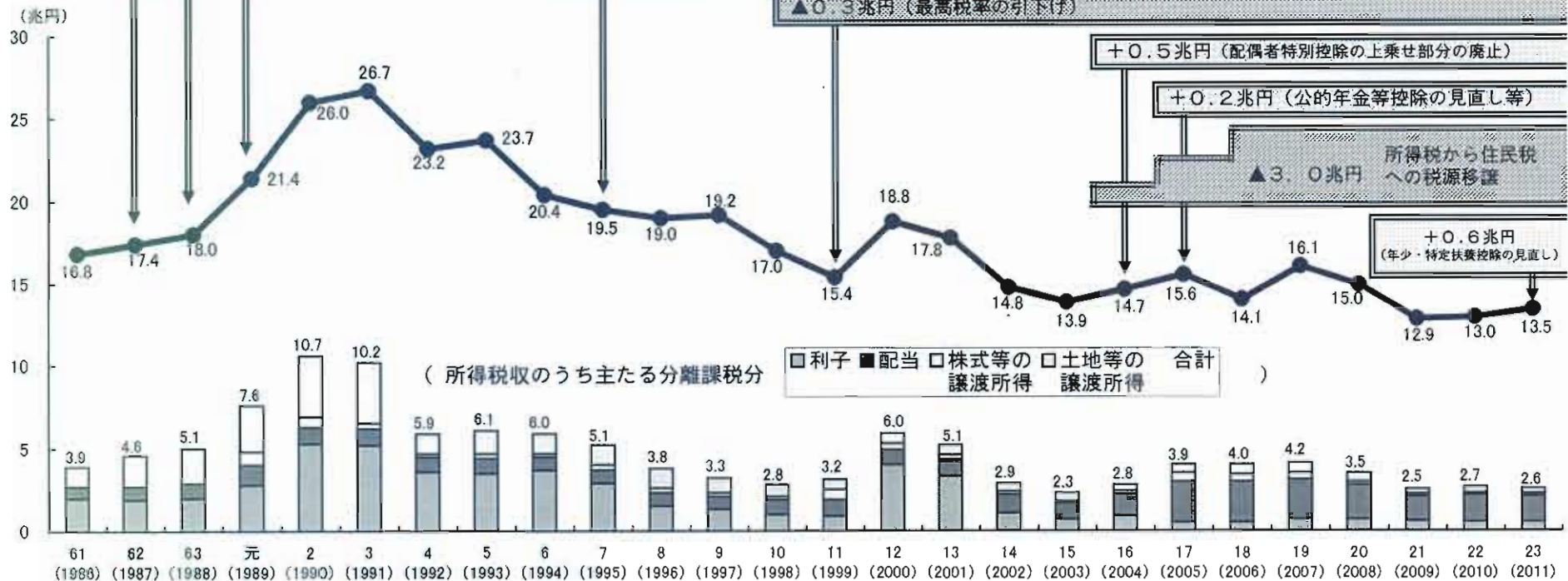
▲0.3兆円(最高税率の引下げ)

+0.5兆円(配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止)

+0.2兆円(公的年金等控除の見直し等)

▲3.0兆円(所得税から住民税への税源移譲)

+0.6兆円(年少・特定扶養控除の見直し)



(注1) 所得税収は、22年度以前は決算額、23年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲(16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円)後の計数である。

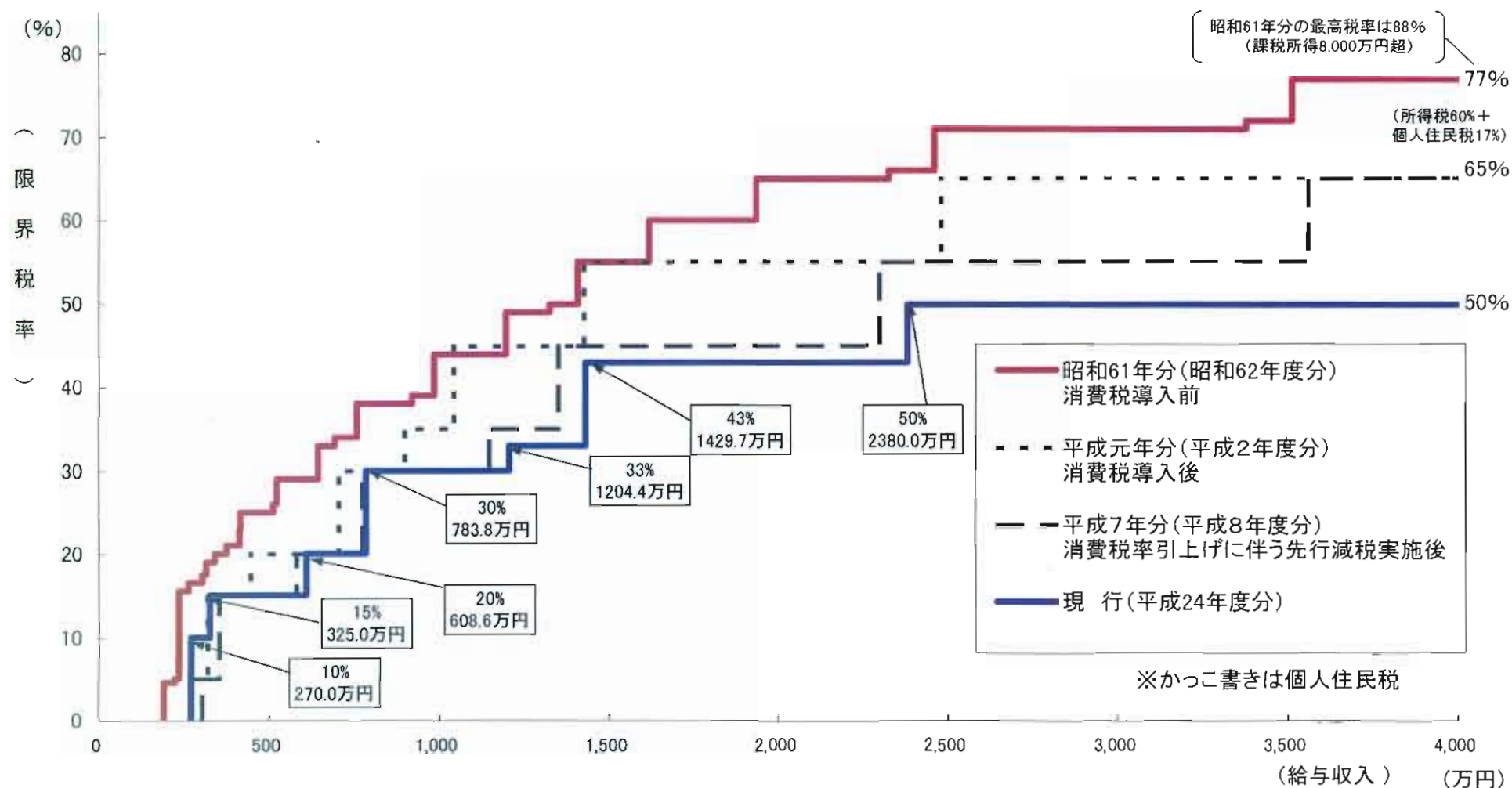
(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である(63年度以前は推計値)。

所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人の給与所得者)

○ 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



(注)子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとして計算している。

所得税率の推移

	昭和61年分 (消費税導入前)			平成元年分 (消費税導入後)			平成7年分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)			現行		
税率	【課税所得】		【税率】	【課税所得】		【税率】	【課税所得】		【税率】	【課税所得】		【税率】
	万円		%	万円		%	万円		%	万円		%
	～ 50	(315.1)	10.5	～ 300	(704.0)	10	～ 330	(772.7)	10	～ 195	(608.6)	5
	～ 120	(413.0)	12	～ 600	(1,041.6)	20	～ 900	(1,349.5)	20	～ 330	(783.8)	10
	～ 200	(521.2)	14	～ 1,000	(1,425.8)	30	～ 1,800	(2,296.8)	30	～ 695	(1,204.4)	20
	～ 300	(643.8)	17	～ 2,000	(2,478.4)	40	～ 3,000	(3,560.0)	40	～ 900	(1,429.7)	23
	～ 400	(757.4)	21	2,000	(2,478.4) ～	50	3,000	(3,560.0) ～	50	～ 1,800	(2,380.0)	33
	～ 600	(984.7)	25							1,800	(2,380.0) ～	40
	～ 800	(1,196.4)	30									
	～ 1,000	(1,406.8)	35									
	～ 1,200	(1,617.4)	40									
	～ 1,500	(1,933.2)	45									
	～ 2,000	(2,459.5)	50									
	～ 3,000	(3,512.1)	55									
	～ 5,000	(5,617.4)	60									
	～ 8,000	(8,775.3)	65									
	8,000	(8,775.3) ～	70									
刻み	15			5			5			6		

(注) 「課税所得」の()書は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

個人住民税率の推移

	昭和62年度分 (消費税導入前)		平成2年度分 (消費税導入後)		平成8年度分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)		現行	
税率	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】
	万円	%	万円	%	万円	%		%
	～ 20 (223.0)	4.5	～ 120 (444.5)	5	～ 200 (579.5)	5	一律	10
	～ 45 (262.7)	5	～ 500 (897.2)	10	～ 700 (1,145.3)	10		
	～ 70 (302.4)	6	500 (897.2) ～	15	700 (1,145.3) ～	15		
	～ 95 (340.4)	7						
	～ 120 (374.7)	8						
	～ 150 (415.8)	9						
	～ 220 (510.9)	11						
	～ 370 (691.5)	12						
	～ 570 (918.8)	13						
	～ 950 (1,324.7)	14						
	～ 1,900 (2,324.7)	15						
	～ 2,900 (3,377.4)	16						
～ 4,900 (5,482.6)	17							
4,900 (5,482.6) ～	18							
刻み	14		3		3		1	

(注) 「課税所得」の()書は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

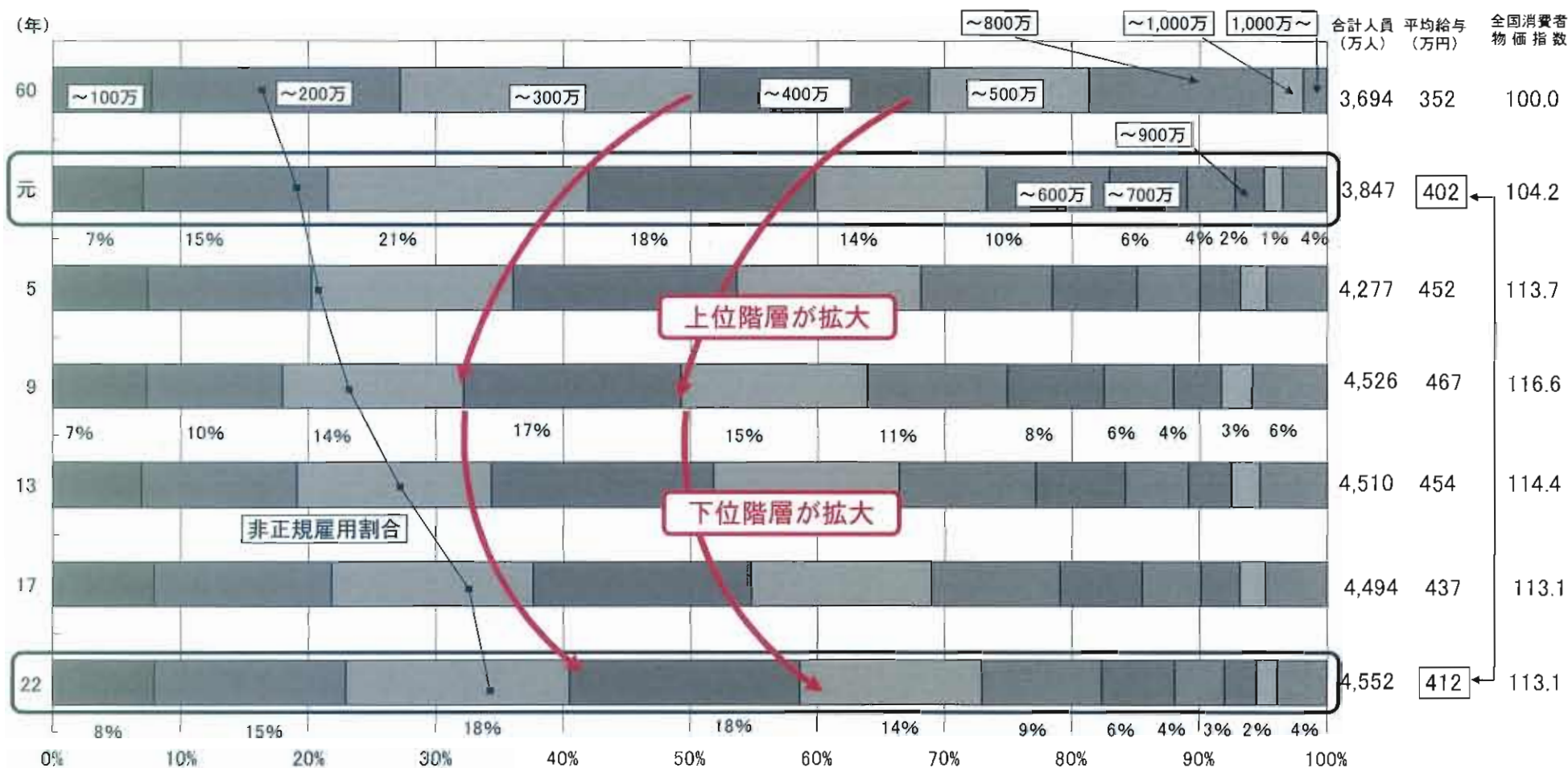
所得税＋個人住民税の税率の推移

	昭和61年分(昭和62年度分) [消費税導入前]		平成元年分(平成2年度分) [消費税導入後]		平成7年分(平成8年度分) [消費税率引上げに伴う先行減税実施後]		現行	
税率	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
	～ 191.2	0	～ 272.2	0	～ 303.1	0	～ 270.0	0
	～ 223.0	4.5	～ 319.8	5	～ 353.9	5	～ 325.0	10
	～ 235.7	5	～ 444.5	15	～ 579.5	15	～ 608.6	15
	～ 262.7	15.5	～ 704.0	20	～ 772.7	20	～ 783.8	20
	～ 302.4	16.5	～ 897.2	30	～ 1,145.3	30	～ 1,204.4	30
	～ 315.1	17.5	～ 1,041.6	35	～ 1,349.5	35	～ 1,429.7	33
	～ 340.4	19	～ 1,425.8	45	～ 2,296.8	45	～ 2,380.0	43
	～ 374.7	20	～ 2,478.4	55	～ 3,560.0	55	2,380.0	～ 50
	～ 413.0	21	2,478.4	～ 65	3,560.0	～ 65		
	～ 415.8	23						
	～ 510.9	25						
	～ 521.2	26						
	～ 643.8	29						
	～ 691.5	33						
	～ 757.4	34						
	～ 918.8	38						
	～ 984.7	39						
	～ 1,196.4	44						
	～ 1,324.7	49						
	～ 1,406.8	50						
	～ 1,617.4	55						
	～ 1,933.2	60						
	～ 2,324.7	65						
	～ 2,459.5	66						
	～ 3,377.4	71						
	～ 3,512.1	72						
	～ 5,482.6	77						
	～ 5,617.4	78						
	～ 8,775.3	83						
	8,775.3	～ 88						
刻み	29		8		8		7	

(注) 夫婦2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

給与収入の分布の推移（昭和60年～平成22年）

- 給与分布の状況を見ると、平成9年までは平均給与、高所得者の割合とも、一貫して増加。
- 一方で、平成9年以降、その傾向は逆転し、平均給与、高所得者の割合とも、一貫して低下（低所得者の割合は逆に増加）しており、累進緩和を進めたときとは異なる状況が近年、顕在化している。
- 現在の我が国の全体的な所得構造は、平成元年とほぼ同じ姿に戻っており、その一方で、税率構造は大幅にフラット化したままであるため、結果として、個人所得課税による所得再分配機能が低下している。

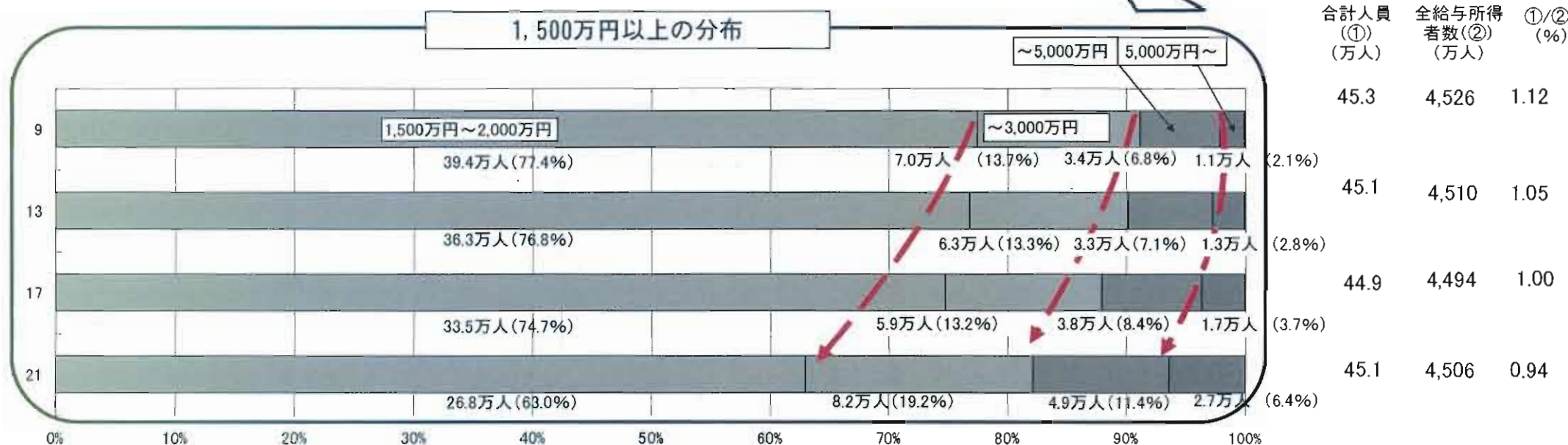
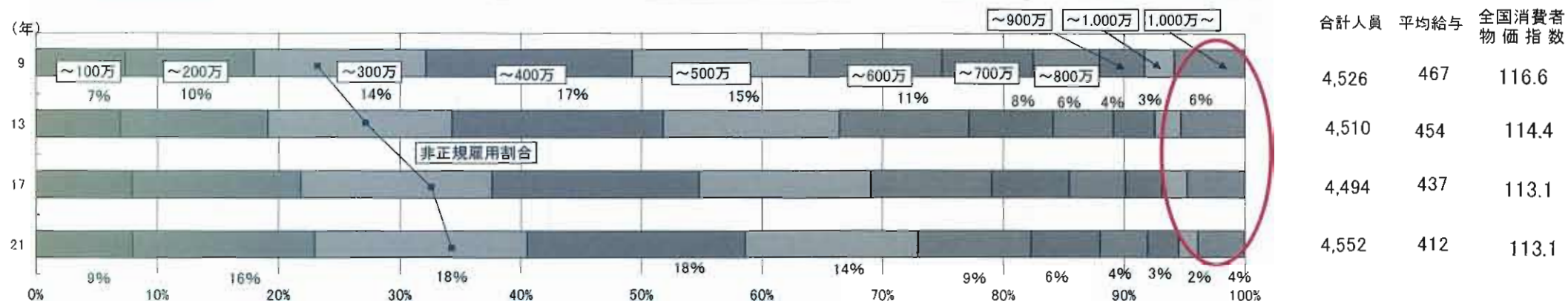


(注1) 国税庁「民間給与実態統計調査」より作成。

(注2) 非正規雇用割合は総務省「労働力調査」より作成。

給与収入1500万円以上の分布の推移（平成9年～平成21年）

- 全体の給与収入が下方シフトする中で高い所得階層に着眼してみると、近年、2,000万円超の特に高い所得階層の割合はむしろ増加しており給与収入面からみた格差がより拡大している傾向。

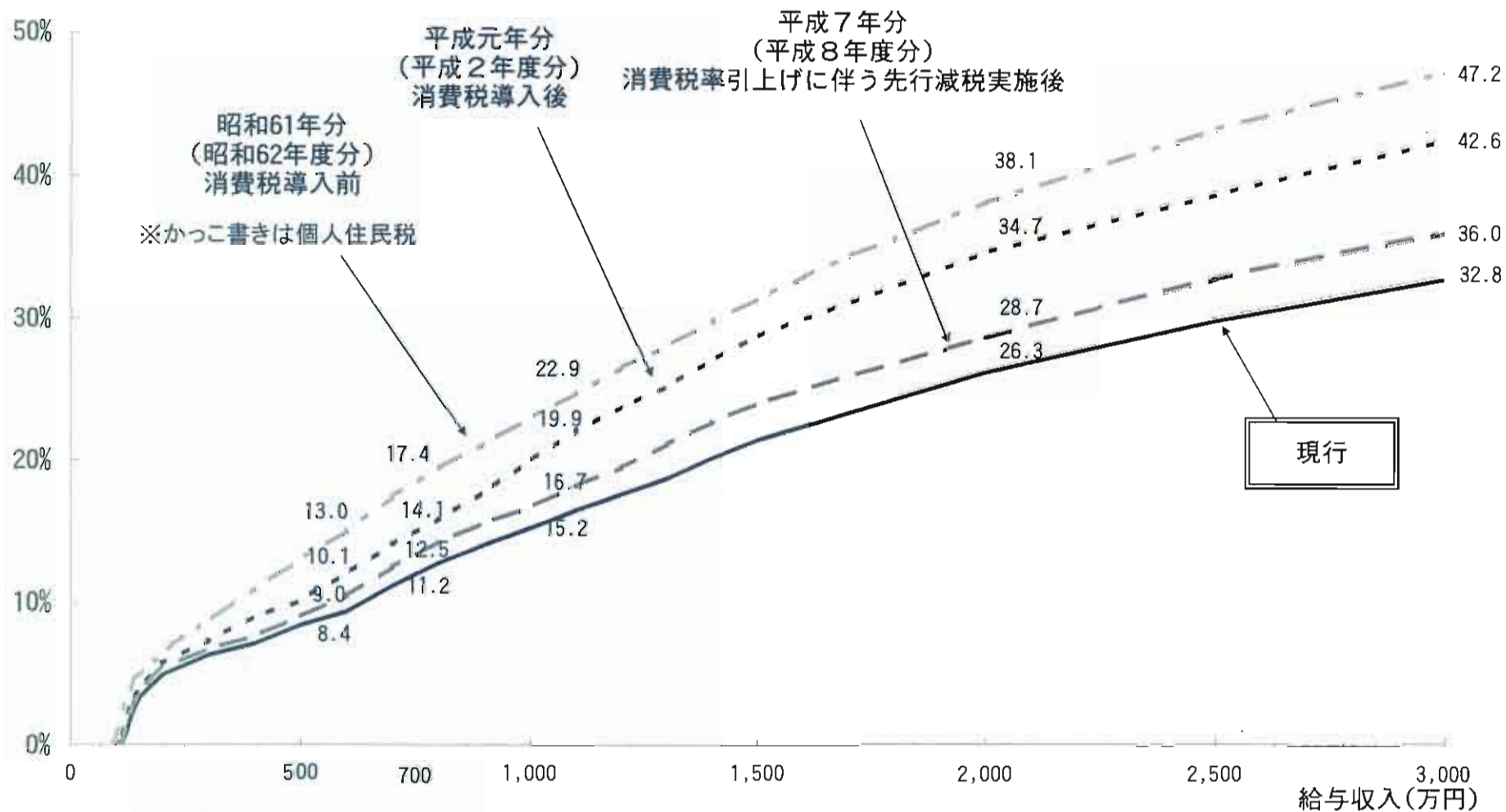


(注1) 「1,500万円～2,000万円」の階層については国税庁「民間給与実態統計調査」を基に、それ以外の階層については国税庁「申告所得税の実態」を基に作成。

(注2) 全給与所得者数は国税庁「民間給与実態統計調査」による。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(単身の給与所得者)

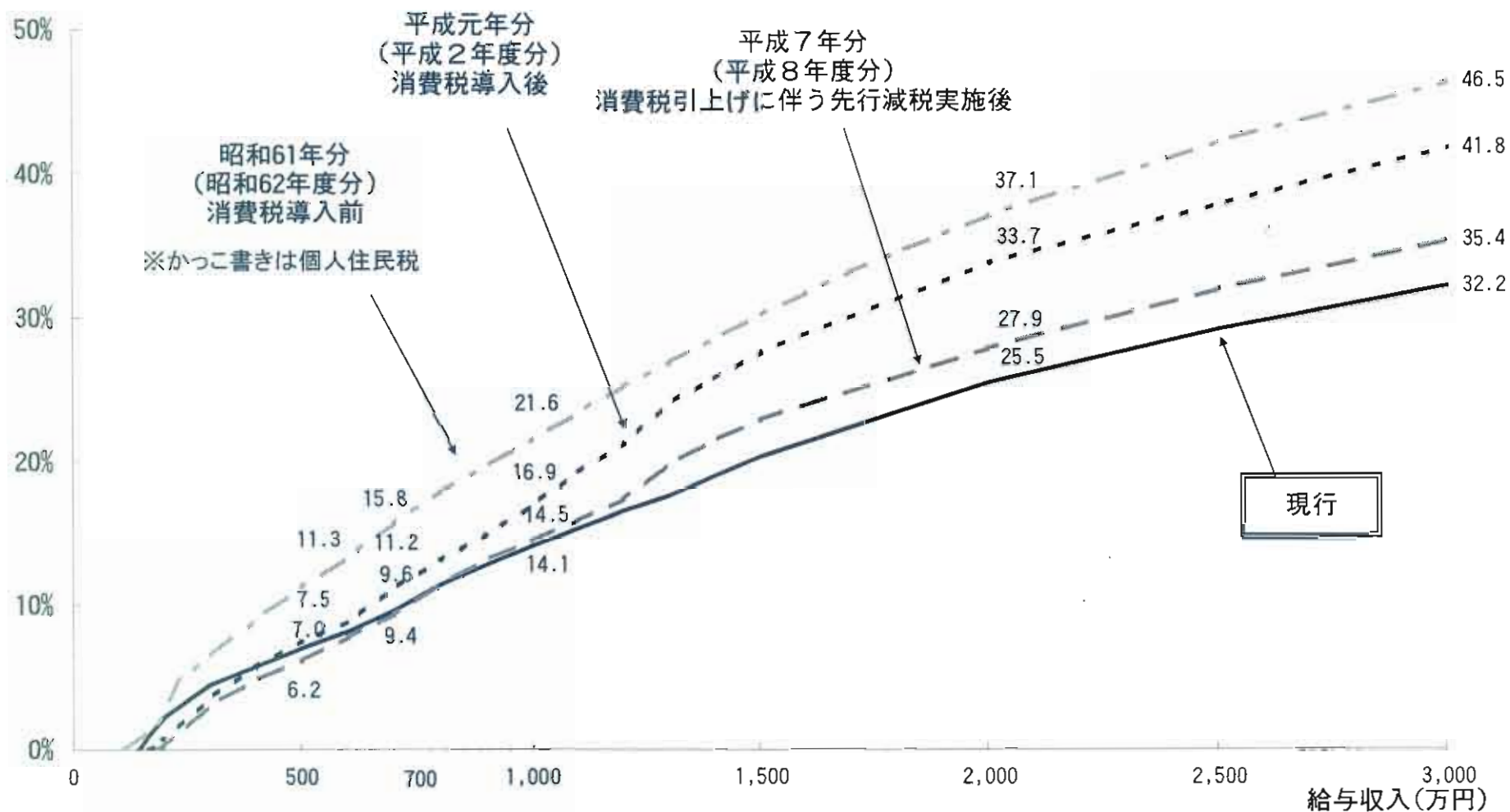
○ 税率構造の累進緩和を進めてきた結果、個人所得課税の実効税率は大幅に低下してきている。



- (注) 1. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 2. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

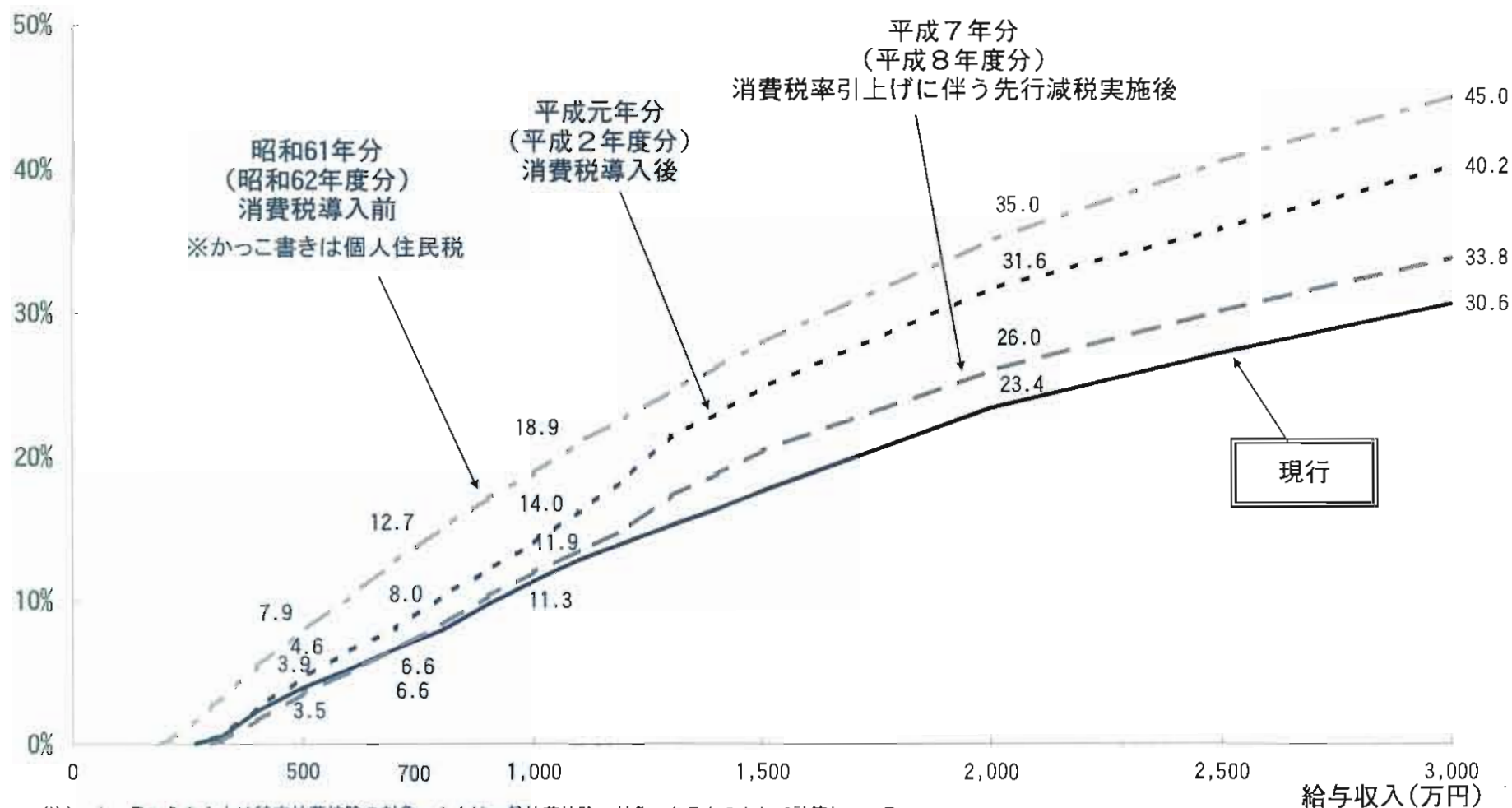
○ 税率構造の累進緩和を進めてきた結果、個人所得課税の実効税率は大幅に低下してきている。



- (注) 1. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 2. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

○ 税率構造の累進緩和を進めてきた結果、個人所得課税の実効税率は大幅に低下してきている。



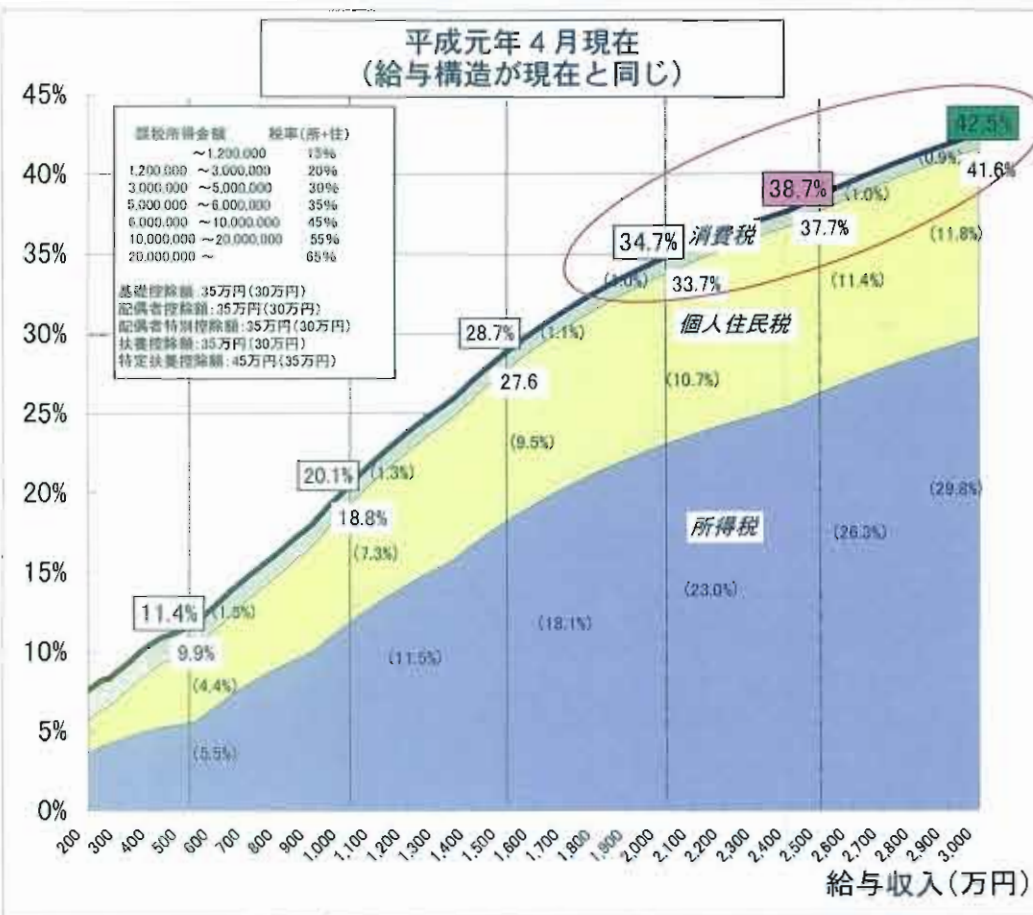
- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとして計算している。
 2. 現行は個人住民税の調整控除を加味している。
 3. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

税負担の変化①

単身者

- 給与構造が現在と同じ平成元年と比べて、単身者の負担構造がどのように変化したかをみると、どの所得階層においても、消費税を含めても、税による負担は低下しており、特に高所得者層の負担は大幅に低下している。

(注)「平成22年改正等実施後」には給与所得控除の上限設定(給与収入1500万円超)及び復興特別所得税(付加税率2.1%)を織り込んでいる。



(注1) 単身の民間給与所得者で試算している。

(注2) 平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度))から実施後の実効税率で、以下を前提としている。

- ・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
- ・復興特別所得税は、基準所得控除額に2.1%を乗じて算出したものである。

(注3) 児童に対する手当等は、以下を前提としている。

- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
- ・平成22年改正等実施後では、3歳未満: 1.5万円/月、3～15歳: 1.0万円/月の子ども手当を前提。高校無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。

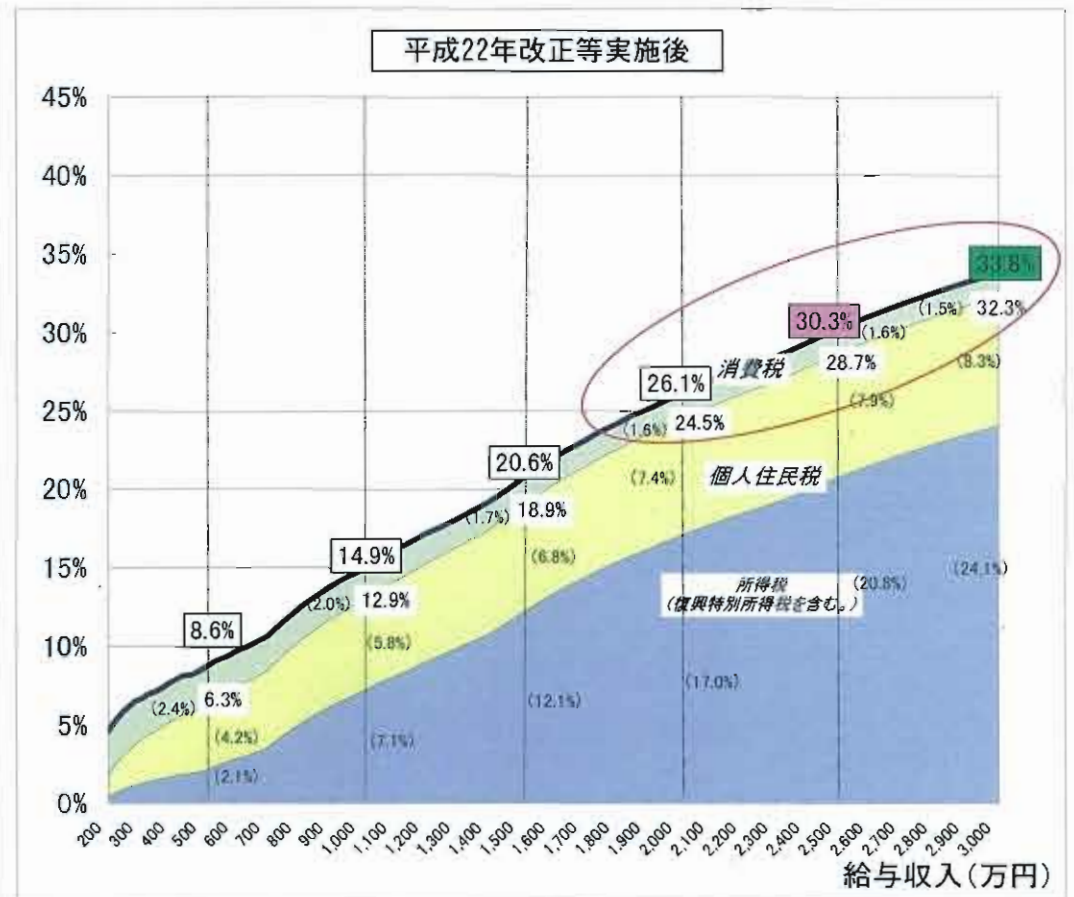
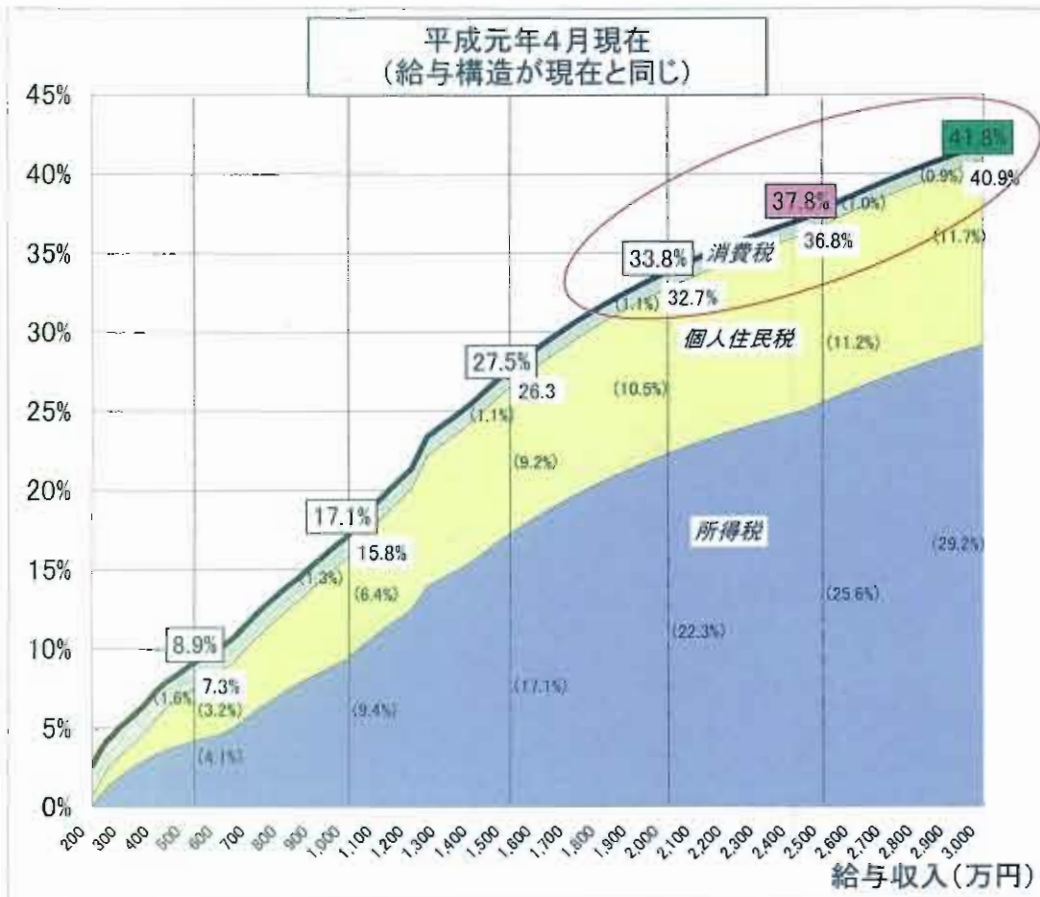
(注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入－個人所得課税－社会保険料(＋子ども手当))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(平成元年については暫定として二人以上勤労者世帯の数値を使用している。)を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

(注5) 住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

税負担の変化②

夫婦のみ

- 夫婦世帯についても、いずれの所得階層でも税による負担は低下しており、特に高所得者層の負担は大幅に低下している。
- ただし給与収入500万円前後の階層については、平成元年と現在の負担率は近接している。

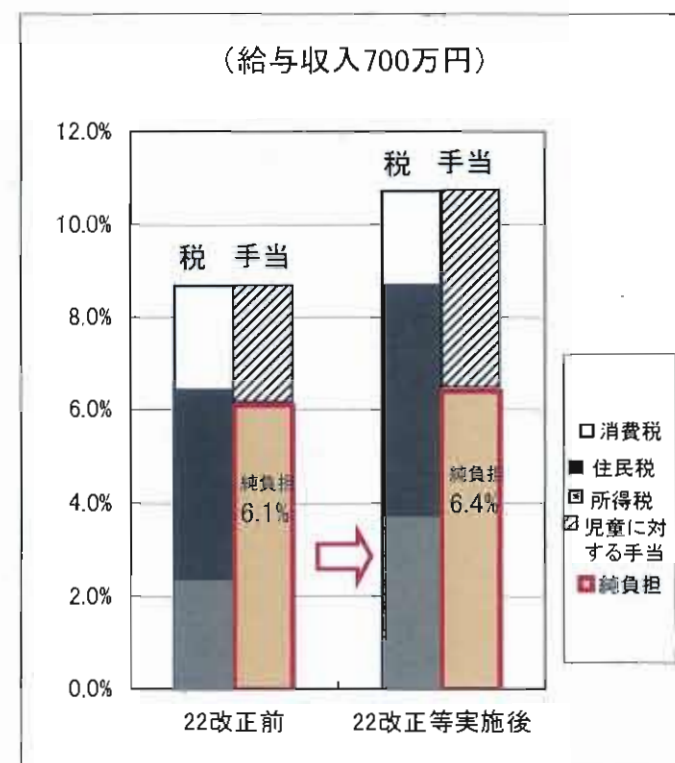
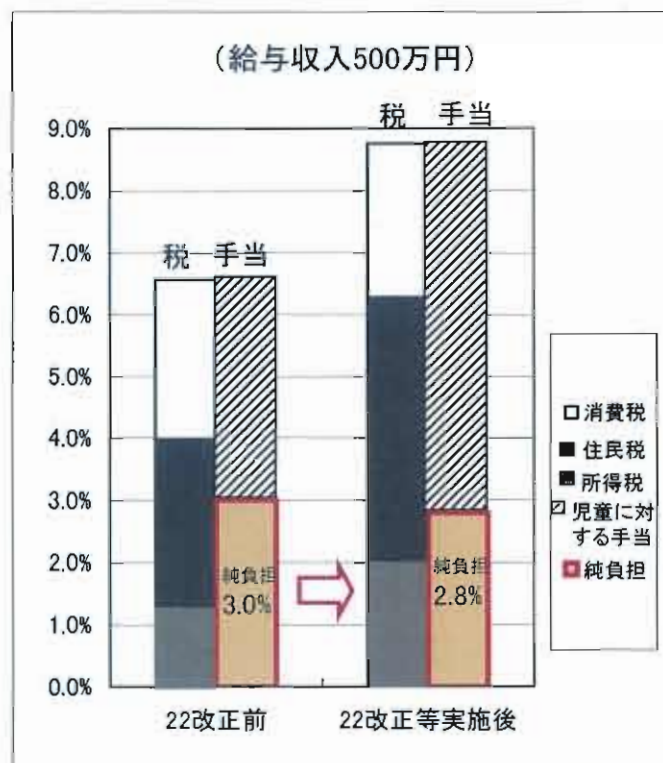
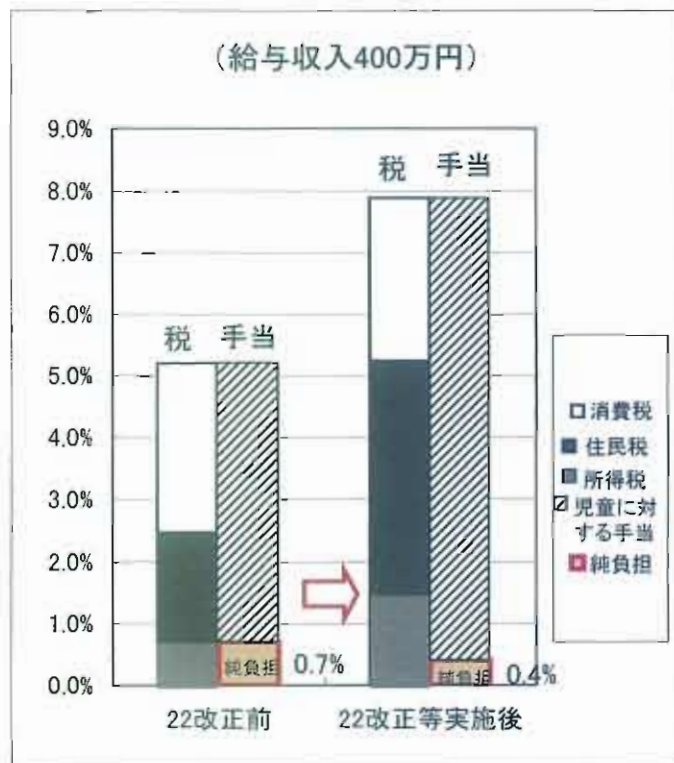


- (注1) 夫婦のみの民間給与所得者で試算している。
- (注2) 平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度))から実施後の実効税率で、以下を前提としている。
- ・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
 - ・復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて算出したものである。
- (注3) 児童に対する手当等は、以下を前提としている。
- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
 - ・平成22年改正等実施後は、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月の子ども手当を前提。高校無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。
- (注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料(子ども手当))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。
- (注5) 住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

近年の取組みによる税負担と手当のネット負担の変化① (手当については23年10月～の制度)

夫婦子2人(3歳未満・小学生)

○ 近年、「控除から手当へ」に則した改革を実施してきた結果、年少扶養控除の廃止により税負担は増加しているものの、税(=負担)と児童に対する手当(=受益)を勘案したネットの負担は、比較的所得が低い階層において、若干低下している。



(注1)「22改正前」については、手当は旧児童手当(支給対象は小学校修了前の児童で、第1・2子は0.5万円/月、第3子以降は1.0万円/月、3歳未満は第1子から1.0万円/月)を前提としている。

(注2)「22改正等実施後」についての前提は、以下の通り。

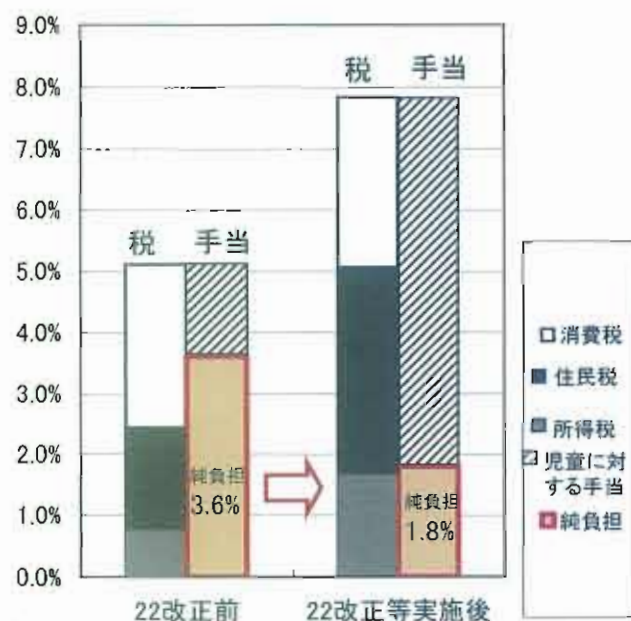
- ・所得税及び住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)。
- ・税率構造やその他の控除については現行(平成23年現在)と同じ。
- ・手当については、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月を前提。

近年の取組みによる税負担と手当のネット負担の変化② (手当については23年10月～の制度)

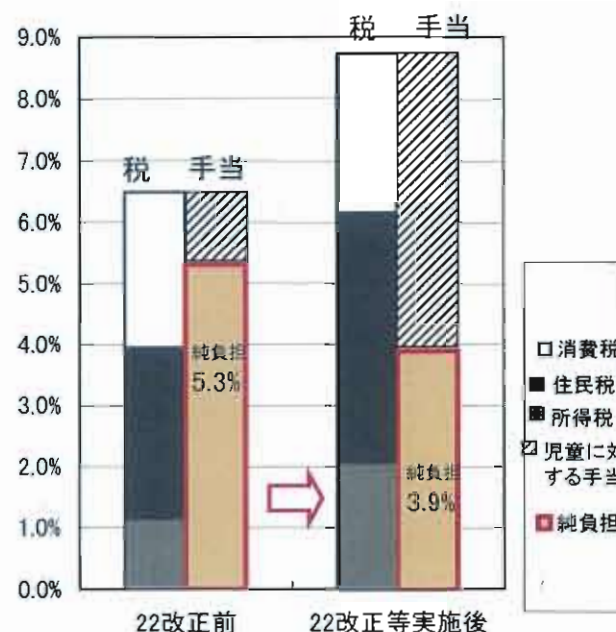
夫婦子2人(小学生・中学生)

- 近年、「控除から手当へ」に則した改革を実施してきた結果、年少扶養控除の廃止により税負担は増加しているものの、税(=負担)と児童に対する手当(=受益)を勘案したネットの負担は、比較的所得が低い階層において、若干低下している。
- 旧児童手当では、中学生は給付措置の対象外であったため、中学生を扶養する納税者の場合、近年の改革により、比較的所得が低い階層のネット負担は大きく低下している。

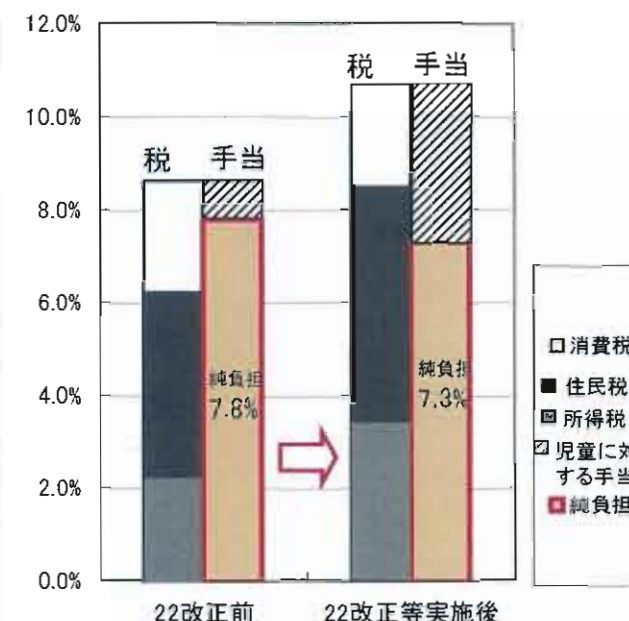
(給与収入400万円)



(給与収入500万円)



(給与収入700万円)



(注1)「22改正前」については、手当は旧児童手当(支給対象は小学校修了前の児童で、第1・2子は0.5万円/月、第3子以降は1.0万円/月、3歳未満は第1子から1.0万円/月)を前提としている。

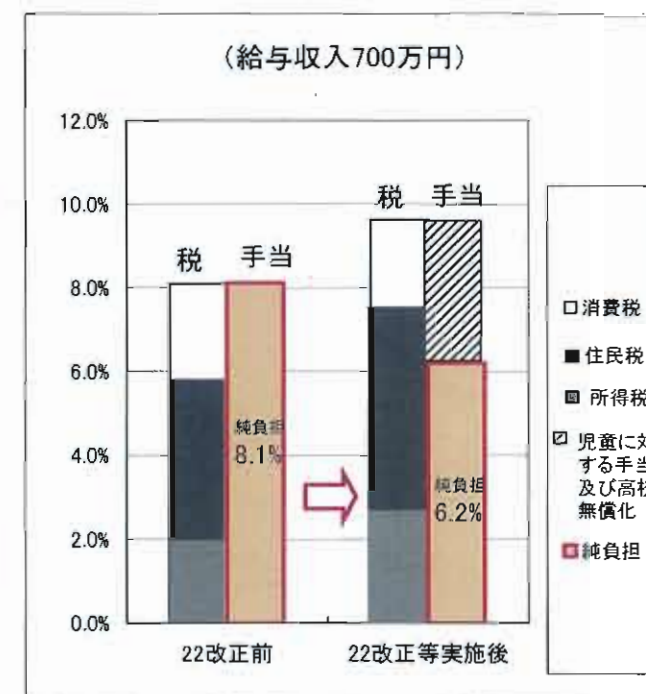
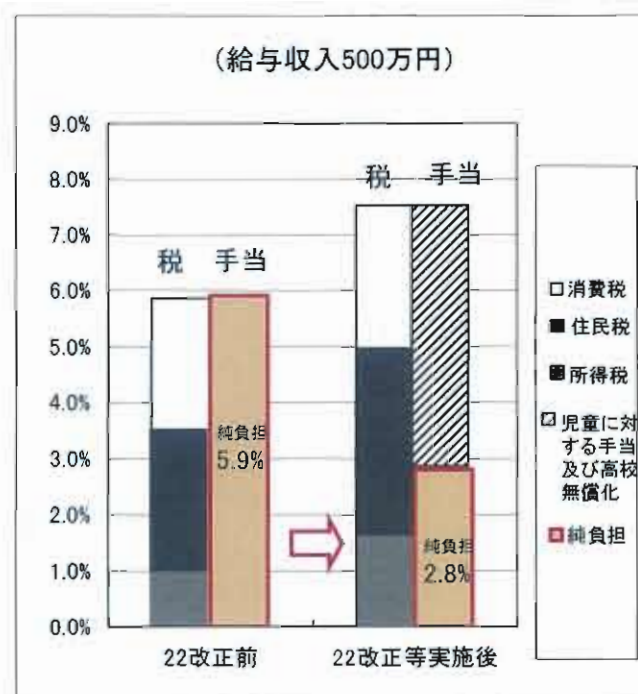
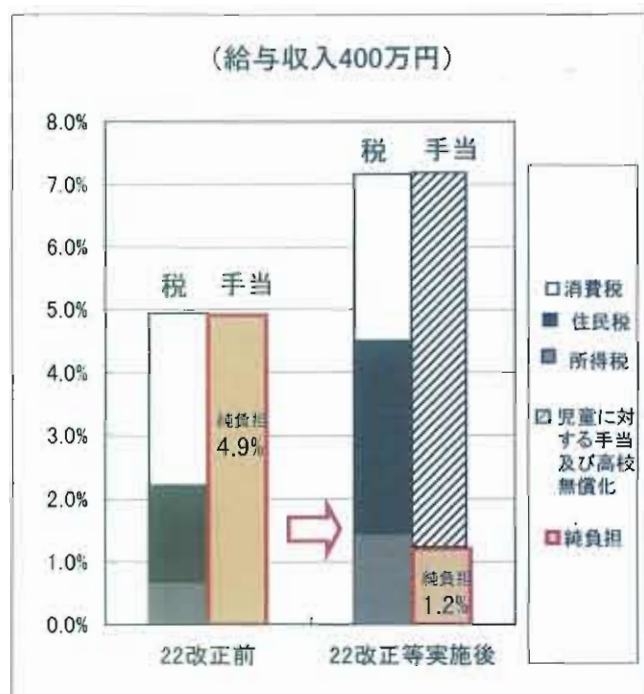
(注2)「22改正等実施後」についての前提は、以下の通り。

- ・所得税及び住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)。
- ・税率構造やその他の控除については現行(平成23年現在)と同じ。
- ・手当については、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月を前提。

近年の取組みによる税負担と手当・高校実質無償化のネット負担の変化③ (手当については23年10月～の制度)

夫婦子2人(中学生・高校生)

○ 中学生と高校生を扶養する納税者の場合、中学生については新たに手当が支給され、高校生については高校実質無償化が導入されたため、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減により税負担は増加しているものの、比較的所得が低い階層のネット負担は大きく低下している。



(注1)「22改正前」については、手当は旧児童手当(支給対象は小学校修了前の児童で、第1・2子は0.5万円/月、第3子以降は1.0万円/月、3歳未満は第1子から1.0万円/月)を前提としている。

(注2)「22改正等実施後」についての前提は、以下の通り。

- ・所得税及び住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)。
- ・税率構造やその他の控除については現行(平成23年現在)と同じ。
- ・手当については、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月を前提。高校無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。

税負担と児童に対する手当のネット負担の変化

夫婦+小学生+中学生

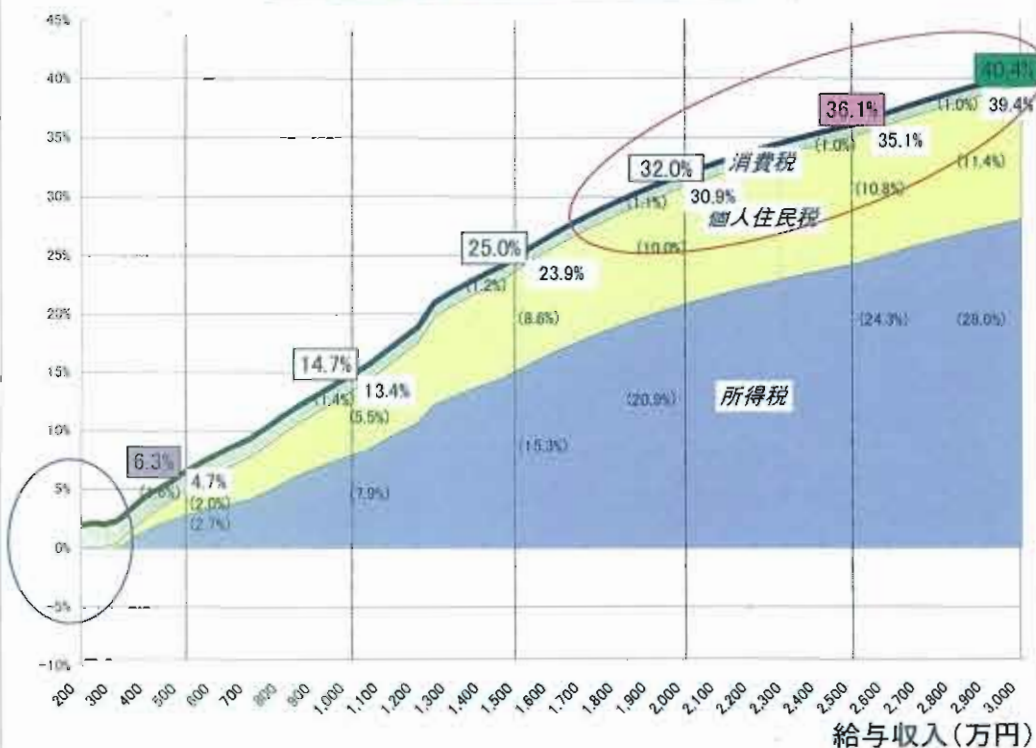
- 子どもを扶養する世帯については、近年、「控除から手当へ」に則した改革を実施してきたため、負担構造を比較する際には、税(=負担)と、手当(=受益)を勘案したネットの負担を併せ見る必要。

(注)平成22年度改正において、子ども手当の創設にあわせて年少扶養控除を廃止し、高校実質無償化にあわせて特定扶養控除を縮減。

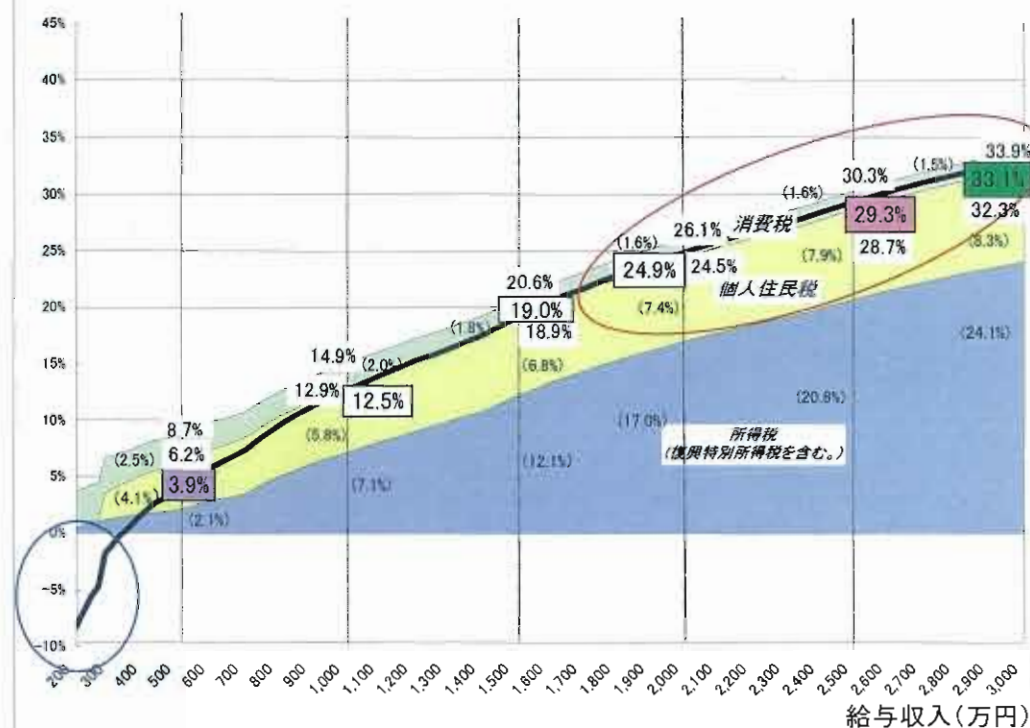
「平成22年改正等実施後」には、給与所得控除の上限設定及び復興特別所得税に加えて、所得税及び住民税の年少扶養控除の廃止を織り込んでいる。

- 小学生と中学生を扶養する場合、近年進められてきた手当の拡充により、所得が低い階層の負担は平成元年と比べて比較的大きく低下し、ネット負担がマイナス(=受益が負担を上回っている)。
- 一方、高所得者層の負担が大きく低下している構造は、単身者や夫婦世帯と同じ。

平成元年4月現在
(給与構造が現在と同じ)



平成22年改正等実施後



(注1)夫婦子2人の民間給与所得者で、子は小学生・中学生として試算している。

(注2)平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度))から実施後の実効税率で、以下を前提としている。

- ・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
- ・復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて算出したものである。

(注3)児童に対する手当は、以下を前提としている。

- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
- ・平成22年改正等実施後では、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月の子ども手当を前提。

(注4)消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料(+子ども手当))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

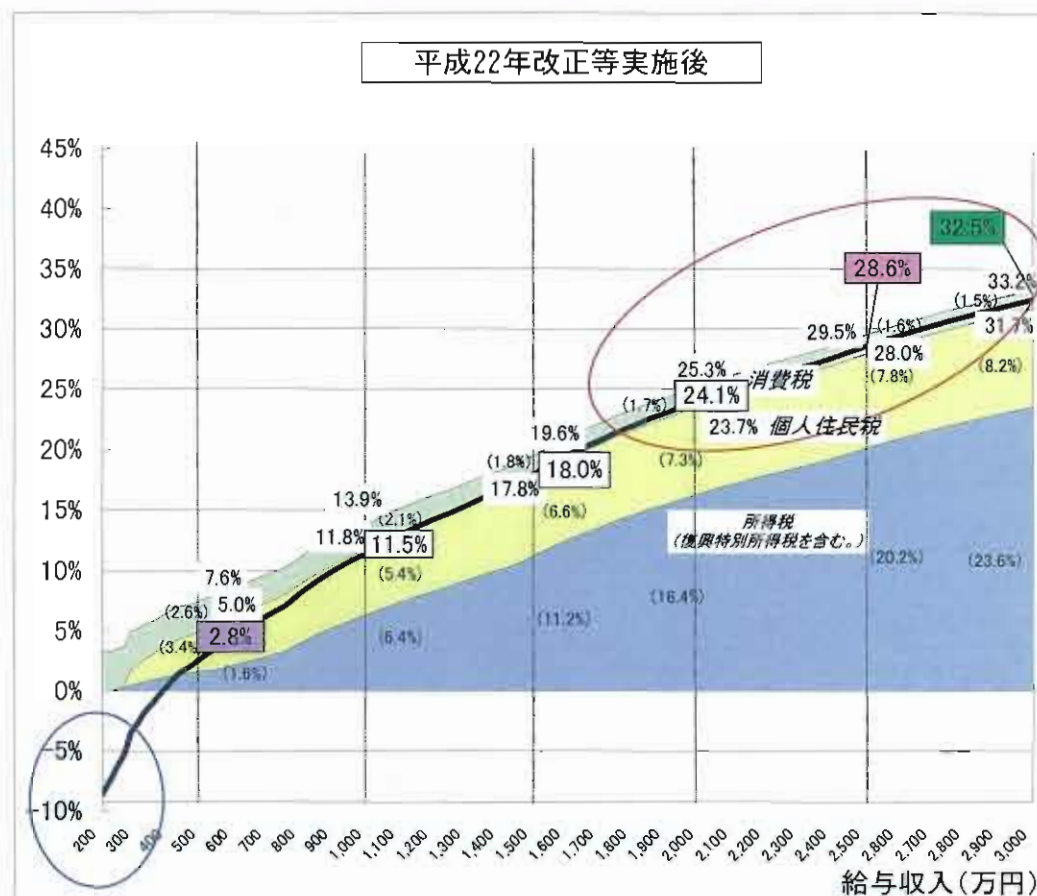
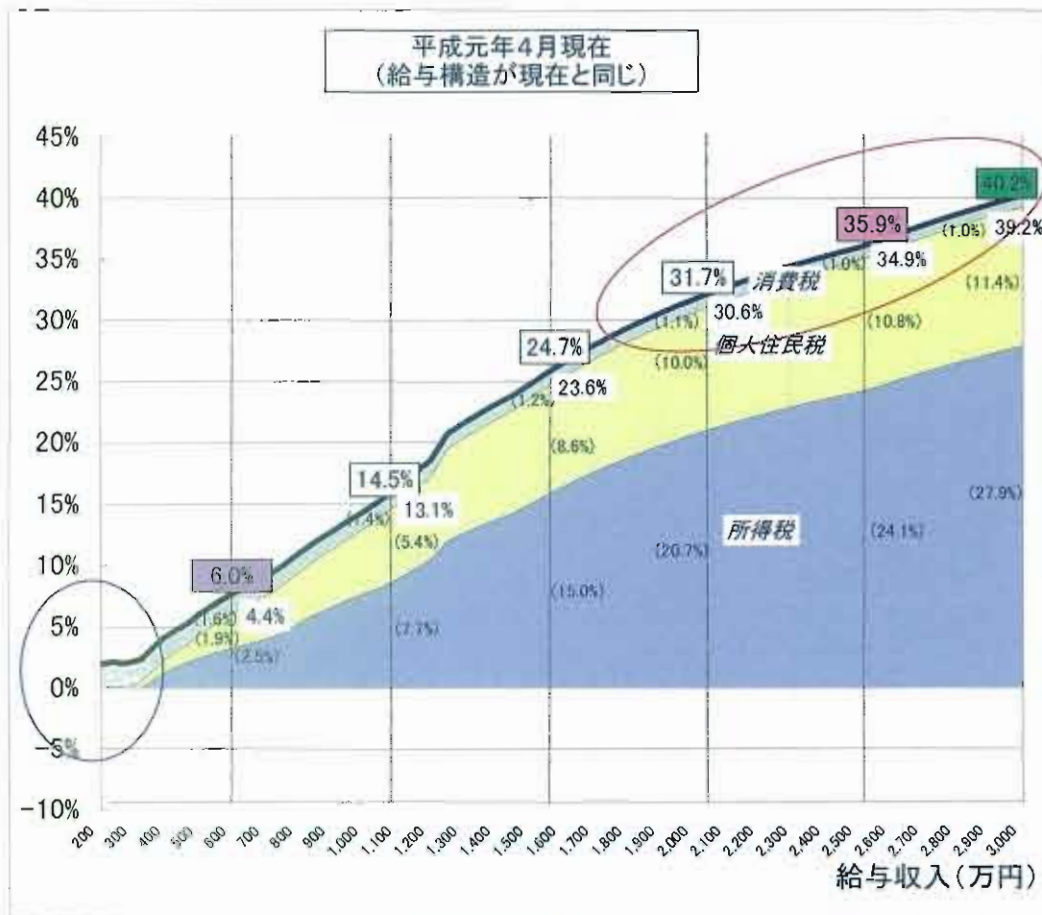
(注5)住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

税負担と児童に対する手当・高校実質無償化のネット負担の変化

夫婦＋中学生＋高校生

- 中学生と高校生を扶養する納税者の場合も、児童に対する手当の拡充と高校実質無償化の導入により、所得が低い階層のネット負担は比較的大きく低下。
- 一方、高所得者層の負担が大きく低下している傾向は、他の世帯類型と同じ。

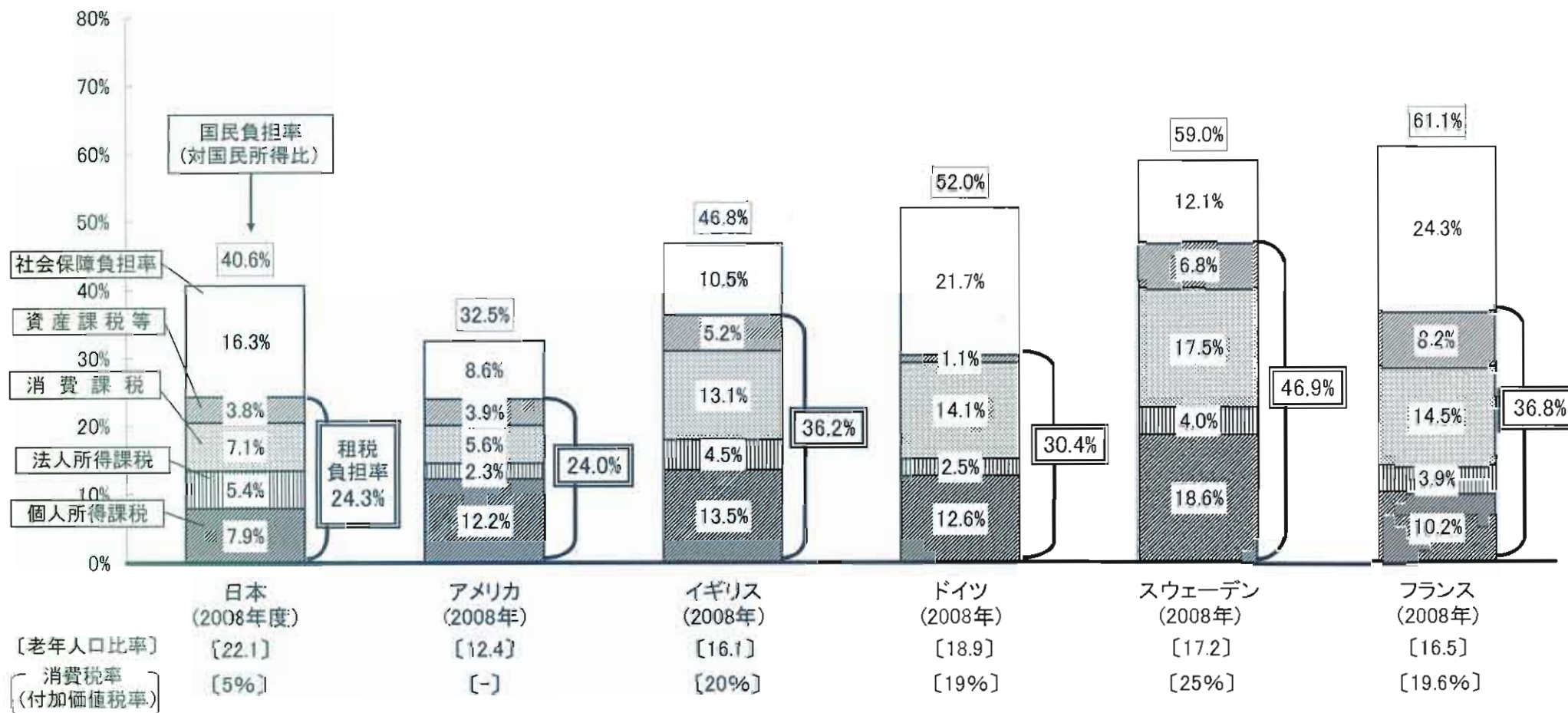
(注)「平成22年改正等実施後」には、給与所得控除の上限設定、復興特別所得税、年少扶養控除の廃止に加えて、特定扶養控除の縮減を織り込んでいる。



- (注1) 夫婦2人の民間給与所得者で、子は中学生・高校生として試算している。
- (注2) 平成22年改正等実施後の個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率で、以下を前提としている。
- ・所得税、住民税について、年少扶養控除を廃止(実際の施行は所得税が23年1月～、住民税が24年6月～)、給与収入1,500万円超の給与所得控除額について245万円の上限設定をし、税率構造、その他の控除は現行(平成23年現在)と同じである。
 - ・復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて算出したものである。
- (注3) 児童に対する手当等は、以下を前提としている。
- ・平成元年では、当時の児童手当(支給対象は義務教育就学前の児童のみがいる世帯に対し、第2子以降)を前提。
 - ・平成22年改正等実施後では、3歳未満:1.5万円/月、3～15歳:1.0万円/月の子ども手当を前提。高校実質無償化による負担減は、11.88万円/年を前提としている。
- (注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入－個人所得課税－社会保険料(子ども手当等))に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。
- (注5) 住民税における均等割の税率計算に当たっては人口50万人以上の都市の標準税率を使用している。また、非課税限度額の計算に当たっては、生活保護基準の1級地の基準額を使用している。

国民負担率の内訳の国際比較

- 我が国の租税負担率は24.3%と、主要諸外国の中でもアメリカと並んで低い水準にある。
- 特に個人所得課税については7.9%と、主要諸外国に比べて最も低い水準にある。



- (注) 1. 日本は平成20年度(2008年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2009" 及び同 "National Accounts 1997-2009" による。なお、日本の平成23年度(2011年度)予算ベースでは、国民負担率: 38.8%、租税負担率: 22.0%、個人所得課税: 7.2%、法人所得課税: 4.0%、消費課税: 6.9%、資産課税等: 3.8%、社会保障負担率: 16.8%となっている。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2008年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database" による)である。なお、日本の2011年の推計値は23.4となっている。
5. 消費税率(付加価値税率)は、2011年1月現在の標準税率。なお、アメリカは、州、郡、市により小売上税が課されている。(例: ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)

総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得 等）の課税ベースのイメージ

- 現在課税対象となる収入は約250兆円、課税所得は約110兆円。
- 課税所得約110兆円に対して所得税額は約11.3兆円。
- ⇒ 現在の税率を前提にすれば、約10兆円の控除縮減で増収額は約1.0兆円。

課税対象となる収入約250兆円（給与収入（約200兆円）、年金収入（約20兆円）、事業・不動産収入（所得ベースで約20兆円）等）

所得金額（約160兆円）

非 課 税 所 得	各種所得についての控除等 （約70兆円）	所得控除 （約60兆円）		課税所得（約110兆円）
	・給与所得控除（約59兆円） ・公的年金等控除（約12兆円） 等	人的控除 （約30兆円）	その他 （約30兆円）	
		・基礎控除（約18兆円） ・配偶者控除（約5兆円） ・一般扶養控除（約3兆円） （うち成年扶養控除約2兆円） ・特定扶養控除（約1兆円） ・老人扶養控除（約1兆円） 等	・社会保険料控除（約24兆円） ・生命保険料控除（約2兆円） 等	
				[所得税額: 約11.3兆円]

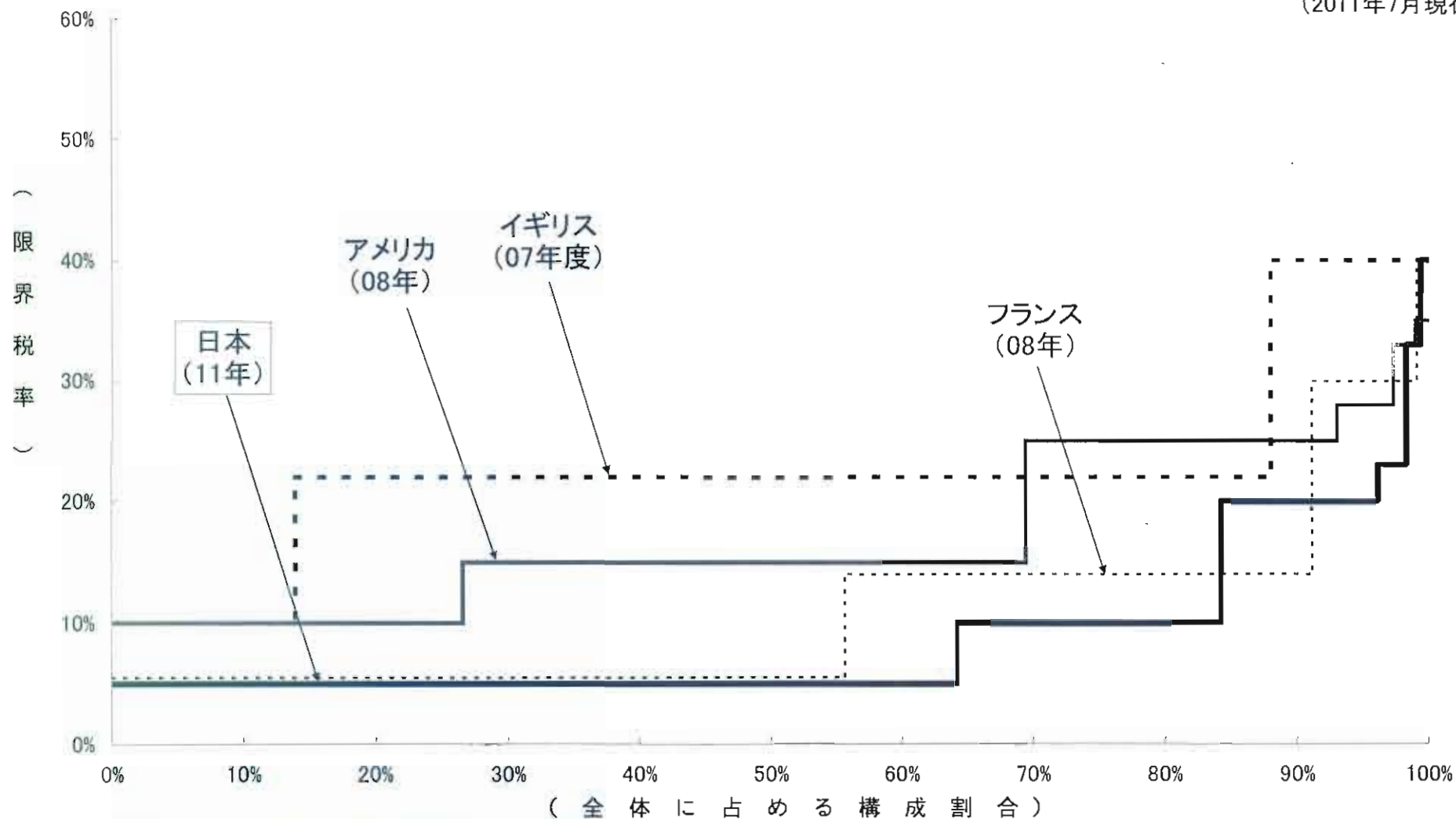
(注1) 23年度予算ベース等（年少扶養控除廃止、特定扶養控除縮減後）。

(注2) 上記計数は納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.8兆円の税額控除（主として住宅ローン控除）が適用（23年度予算ベース）。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2011年7月現在)



(注) 1. 日本のデータは、平成23年度予算ベースを基に推計したものである。

2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。

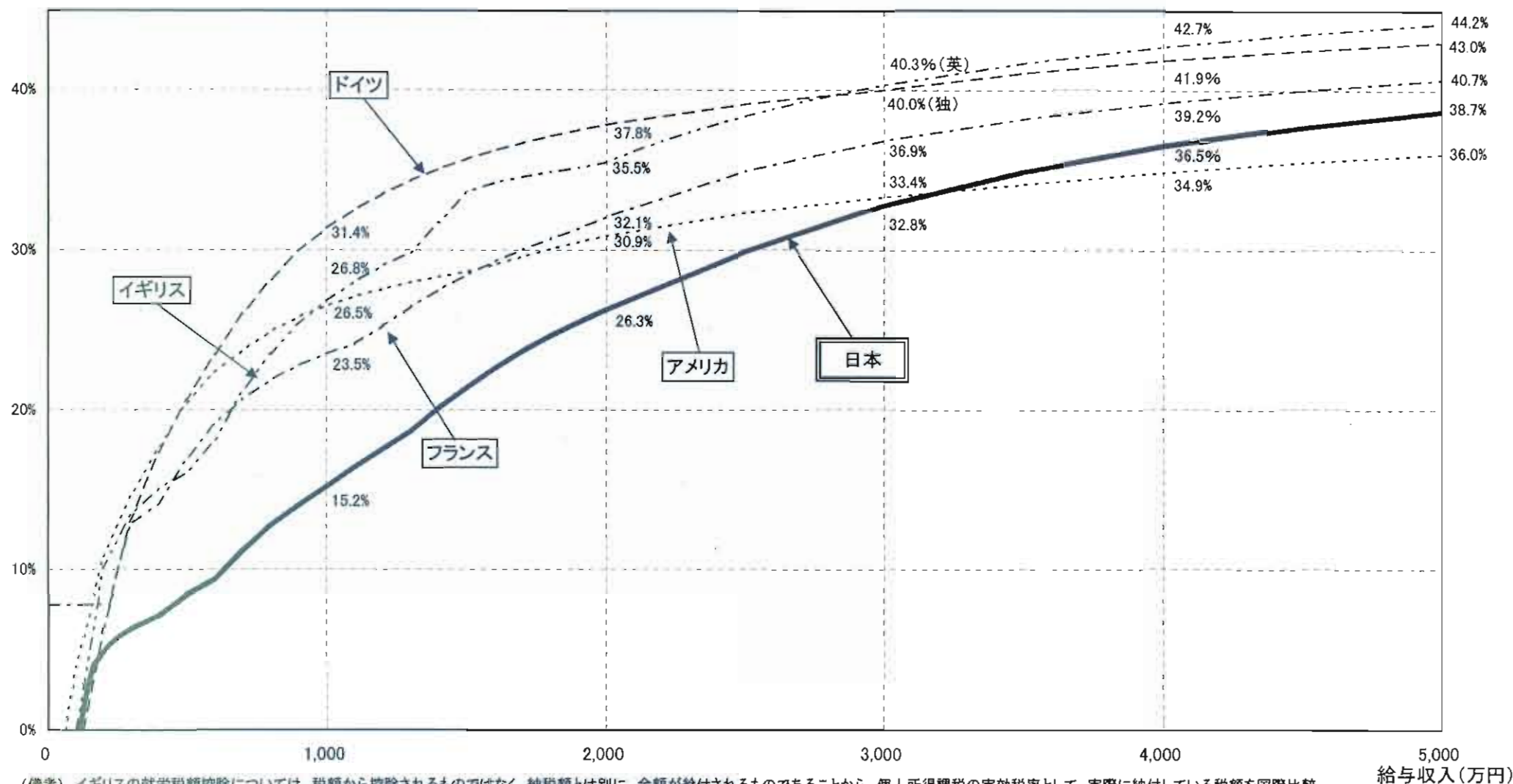
3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

4. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。

5. 各国の税率構造について、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(10・22・40%)、フランスは4段階(5.5・14・30・40%)である。なお、2011年7月現在、イギリスは3段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5.5・14・30・41%)となっている。

個人所得課税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

(2011年7月現在)

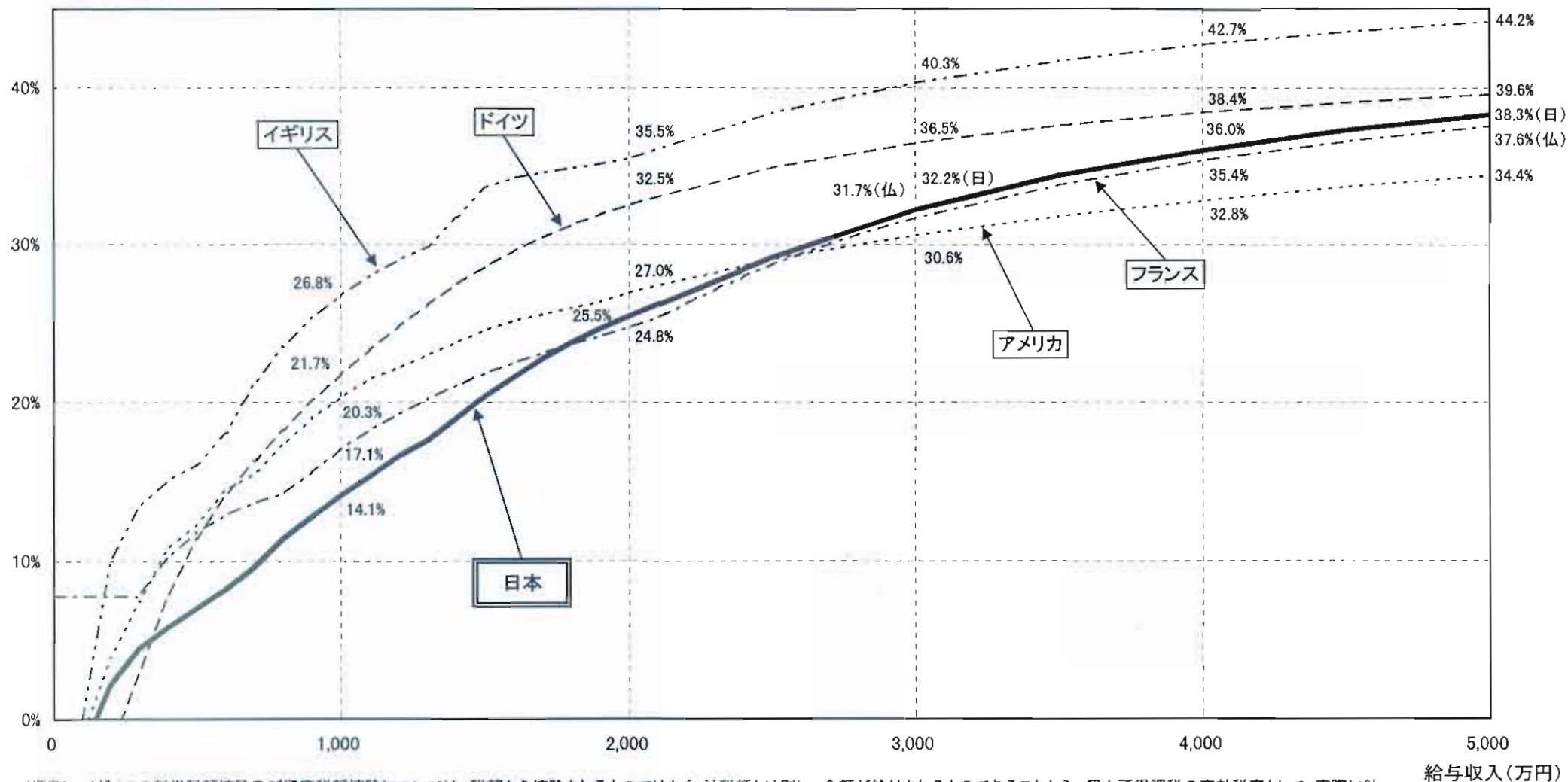


(備考) イギリスの就労税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて遞減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである、アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場; 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)
 5. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

(2011年7月現在)



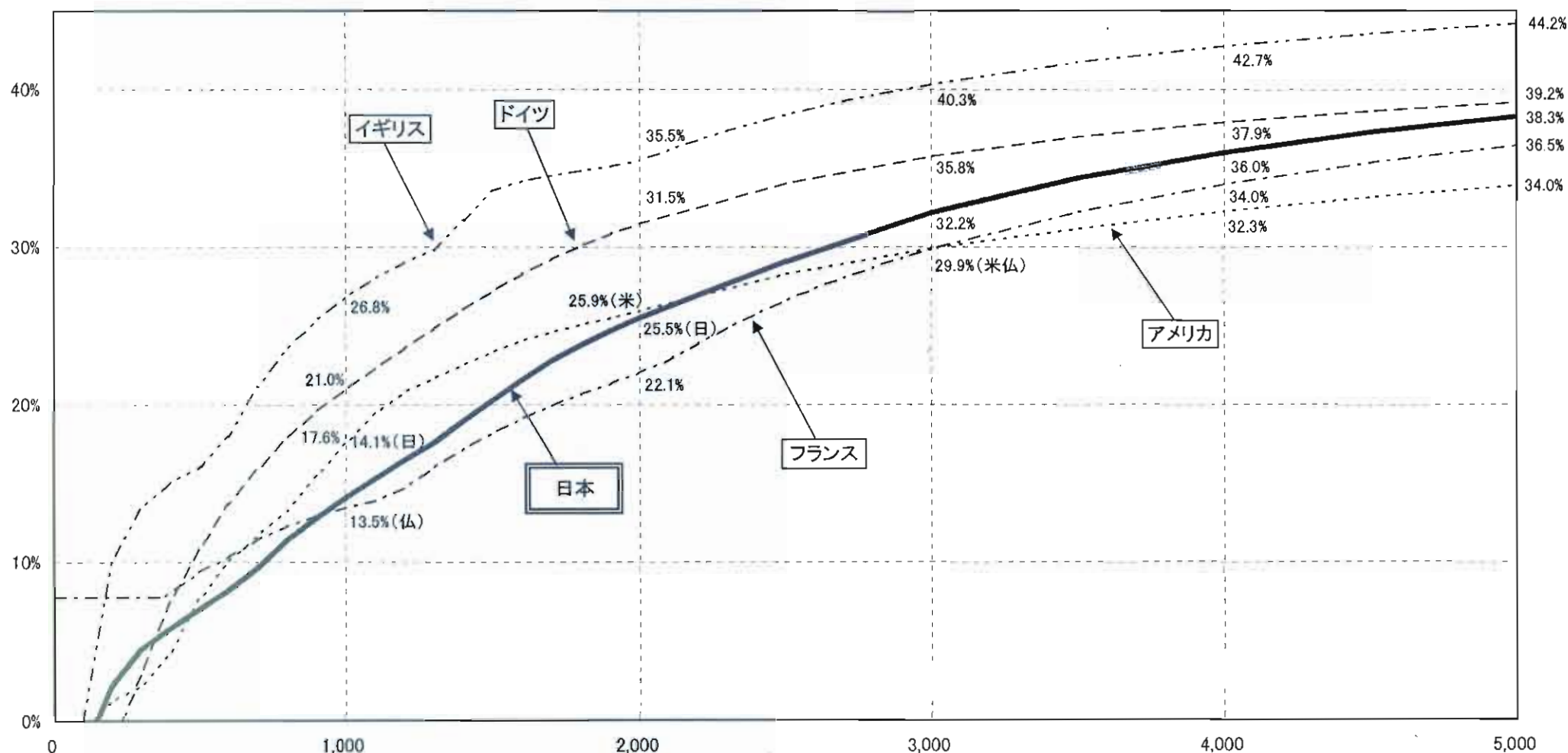
(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて選減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)。
 5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

小学生・中学生の場合

(2011年7月現在)



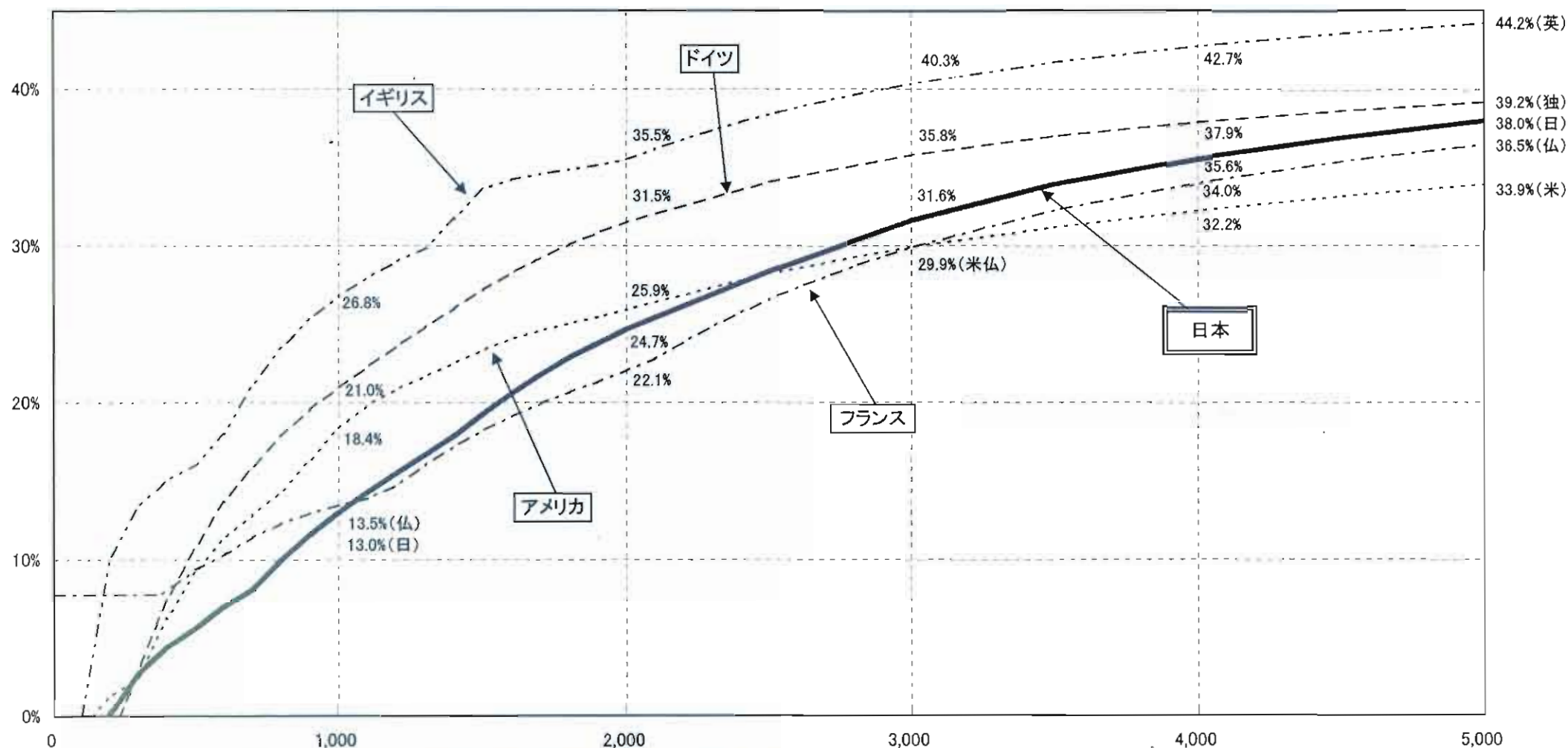
(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて通減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課されている。)が含まれる。
 2. 日本は、子を小学生、中学生としている。アメリカは、子を17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。なお、個人住民税の扶養控除(年少)の廃止[平成24年度分~]も考慮している。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)
 6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

中学生・高校生の場合

(2011年7月現在)



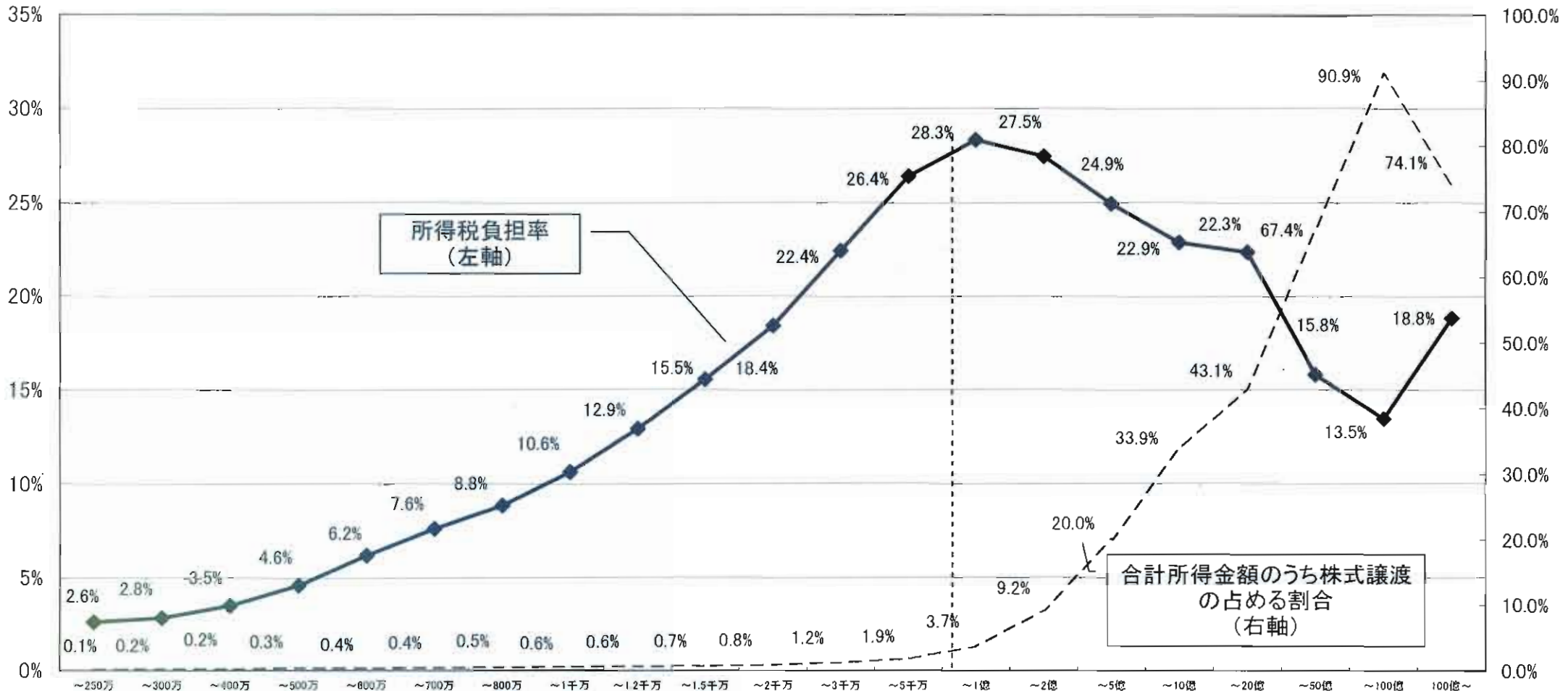
(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて遡減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課されている。)が含まれる。
 2. 日本は、子を中学生、高校生としている。アメリカは、子のうち1人が17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。なお、個人住民税の扶養控除(年少)の廃止【平成24年度分～】も考慮している。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)
 6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。

申告納税者の所得税負担率（平成20年分）

○ 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。

（負担率）



（備考）国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

（合計所得金額：円）

（注）所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

主要国の所得税等の最高税率について

- 日本の個人所得課税の最高税率は概ね主要国並み。
- 個人所得課税の最高税率について、ドイツは 2007 年（44.31%→47.48%）、イギリスは 2010 年（40%→50%）、フランスは 2011 年（48%→49%）に引上げ。

（2011 年 7 月現在）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税	40% (注1)	35%	50% (注3)	45% (注4)	41% (注5)
住民税等	10%	12.8% (注2)	—	2.48% (注4)	8% (注5)
所得税＋ 住民税等	50%	47.8%	50%	47.48%	49%
所得税の最高税率が 適用される給与収入	2,340 万円～	3,418 万円～	1,980 万円～	6,060 万円～	2,956 万円～
所得税の ブラケット数	6	6	3	— (注4)	4

（注1）日本の所得税の最高税率については、復興特別所得税（所得税額に対する 2.1% の付加税）により、平成 25 年分から実質的に 40.84% となる。

（注2）アメリカの地方個人所得税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の個人所得税率の合計値である。

（注3）イギリスには地方税はない。

（注4）ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が分配される。また、所得税に加えて、連帯付加税（原則、所得税額の 5.5%、最高税率 2.48%）が課されている。さらに、所得税率ブラケットは存在せず、税率表にしたがって税額が決定される。

（注5）フランスには地方税はないが、社会保障関連諸税（計 8%）が給与収入に対して課されている。また、2011 年予算法により所得税の最高税率が引き上げられた（40%→41%）。

（注6）所得税の最高税率が適用される給与収入の計算においては、夫婦子 2 人の世帯を仮定している。なお、日本は、子のうち 1 人が特定扶養親族、1 人が 16 歳未満としている。アメリカは、子のうち 1 人が 17 歳未満としている。

（備考）邦貨換算レートは、1 ドル＝81 円、1 ポンド＝132 円、1 ユーロ＝116 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 23 年 5 月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

富裕層による課税強化に関する発言

1 アメリカ「超高所得者層への甘やかしの停止」(ウォーレン・バフェットの手記)

高所得者はキャピタルゲインへの軽減課税により、給与所得者よりも個人所得税の実効税率が低いことを示した上で、以下の提言。

- ー 所得 100 万ドル以上の高所得者(約 24 万人)に対する配当・キャピタルゲインを含めた課税強化
- ー 所得 1,000 万ドル以上の高所得者に対し、所得 100 万ドル以上(約 8 千人)の高所得者よりも高率の課税

(出典)「Stop Coddling the Super-Rich」(The New York Times 8月 14 日)

2 フランス「我々に課税せよ」(リリアン・ベタンクール(ロレアル創業者の娘)等 16 人の嘆願)

ユーロ圏の各国を襲った経済危機からフランスが抜け出すための支援手段として、「特別貢献税」の導入を要求。ただし、その税率は、資本流出や脱税のような経済的影響を回避するため、「適正な割合」にすべきであるとしている。

(出典)「L'appel de très riches Français : "Taxez-nous !"」(Le Nouvelle Observateur 8月 25 日)

3 イタリア ルカ・ディ・モンテツェモロ(イタリア フェラーリ社長)の発言

政府の資産売却及び議員の特典減少により政府が現金を確保することを前提として、国民からの貢献が必要となること、貢献の要請を中所得者に行うことは恥ずべきことであるから、高所得者層に要請を行うべき。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

4 ドイツ「財産税のための富裕層の集まり」(ドイツの富裕層から構成されるグループ)

富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するため、メルケル首相に対し、貧困層に影響のある歳出削減という措置ではなく、富裕層への課税強化により公的債務を削減するよう要請。

また、マニフェストには、50 万ユーロ以上の資産に対する5%の課税(2年間の時限措置)等により 1,000 億ユーロの歳入増を行う旨が記載。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要(未定稿)

欧州諸国においては、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として、最近、富裕層に対する課税を強化する動きが見られる。

フランス

財政赤字削減計画(2011年8月発表。11月現在、①②は法律として成立、③は議会審議中)

- ① 資本所得に係る社会保障関連諸税の税率引上げ(12.3%→13.5%)(11年分～)
- ② 個人が5年超保有する不動産の譲渡益に係る軽減措置の一部廃止(12年2月1日～)
- ③ 高所得者(単身:25万ユーロ、夫婦:50万ユーロ)に対する新規の所得課税(税率3%)(12年分～)^(注1)

追加財政赤字削減計画(2011年11月発表、11月現在、下記の措置等について議会審議中)

- 利子・配当に係る分離課税の税率引上げ(19%→24%)(12年分～)

イタリア

第2次財政健全化策(2011年9月発表。同月に法律として成立)

- ① 所得税付加税(30万ユーロを超える所得に対して3%)の導入(11年～13年の時限措置)
- ② キャピタルゲイン(国債を除く)に係る所得税の税率引上げ(12.5%→20%)(12年～)

スペイン

富裕税の復活に関する勅令法(2011年9月発表。同月に成立・施行)

- 富裕税(70万ユーロを超える資産に対して0.2～2.5%)の復活^(注2)(11年、12年の時限措置)

ポルトガル

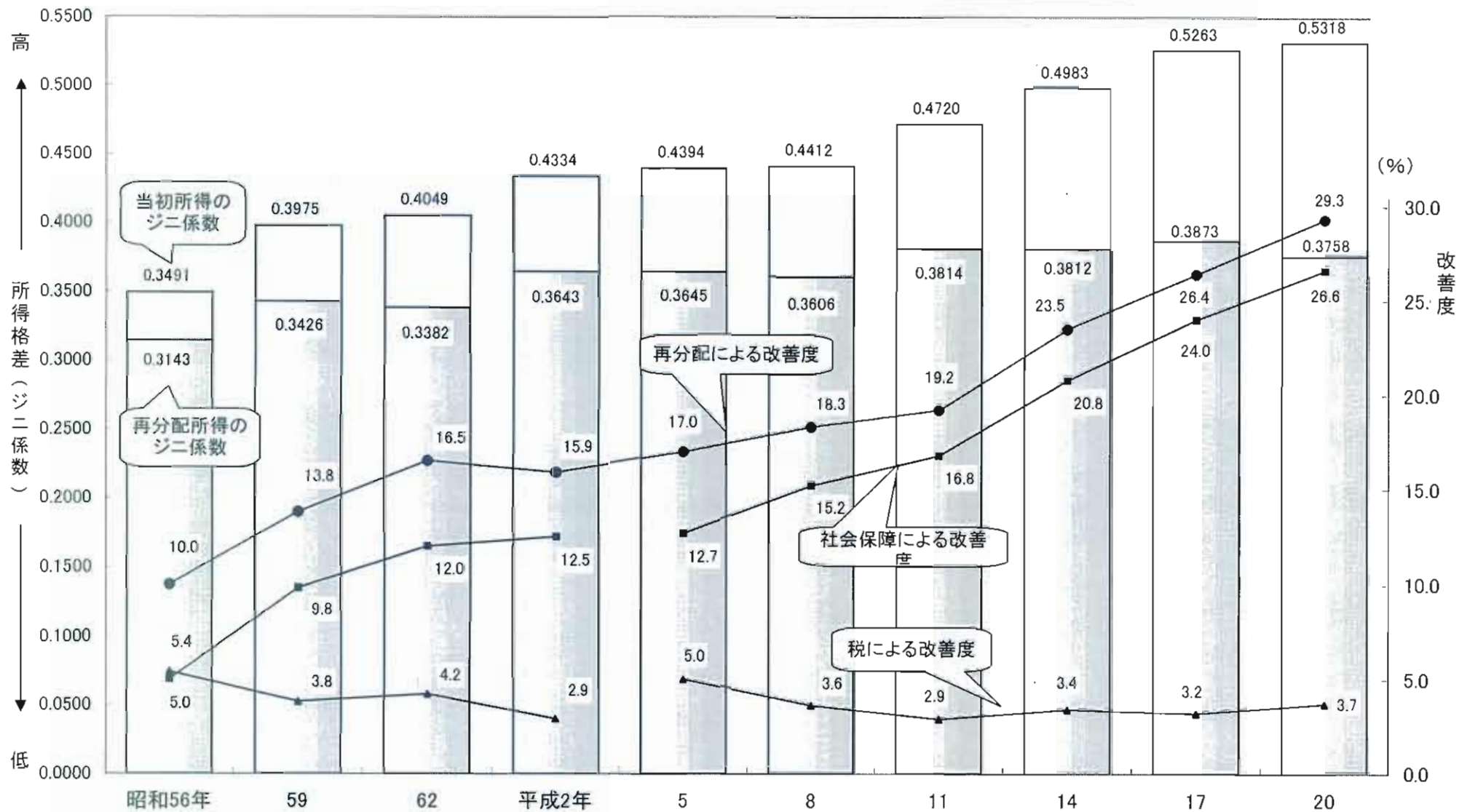
財政健全化策(2011年8月発表。11月現在、議会審議中)

- ① 所得税付加税(15.3万ユーロを超える所得に対して2.5%)の導入(12年、13年のみの時限措置)
- ② 株式市場におけるキャピタルゲインにかかる所得税を20%から21.5%に引上げ

(注1) 財政赤字対GDP比が3%になるまでの時限措置。なお、課税最低限の金額は、下院財政委員会で採択されたもの。

(注2) 富裕税は1991年に導入されたが、2009年に廃止されていた。

所得再分配によるジニ係数の変化



(備考)「当初所得」…公的年金等の社会保障給付金を除いた所得(雇用者所得等)
「再分配所得」…当初所得+社会保障給付金-社会保険料-税金+現物給付(医療・介護等)
なお、所得は世帯単位のもの。
平成2年以前の「社会保障による改善度」及び「税による改善度」は現行の算出方法と異なるため連続しない。
(出所)厚生労働省「所得再分配調査」

所得税の税率区分ごとの税収

平成23年度
予算ベース

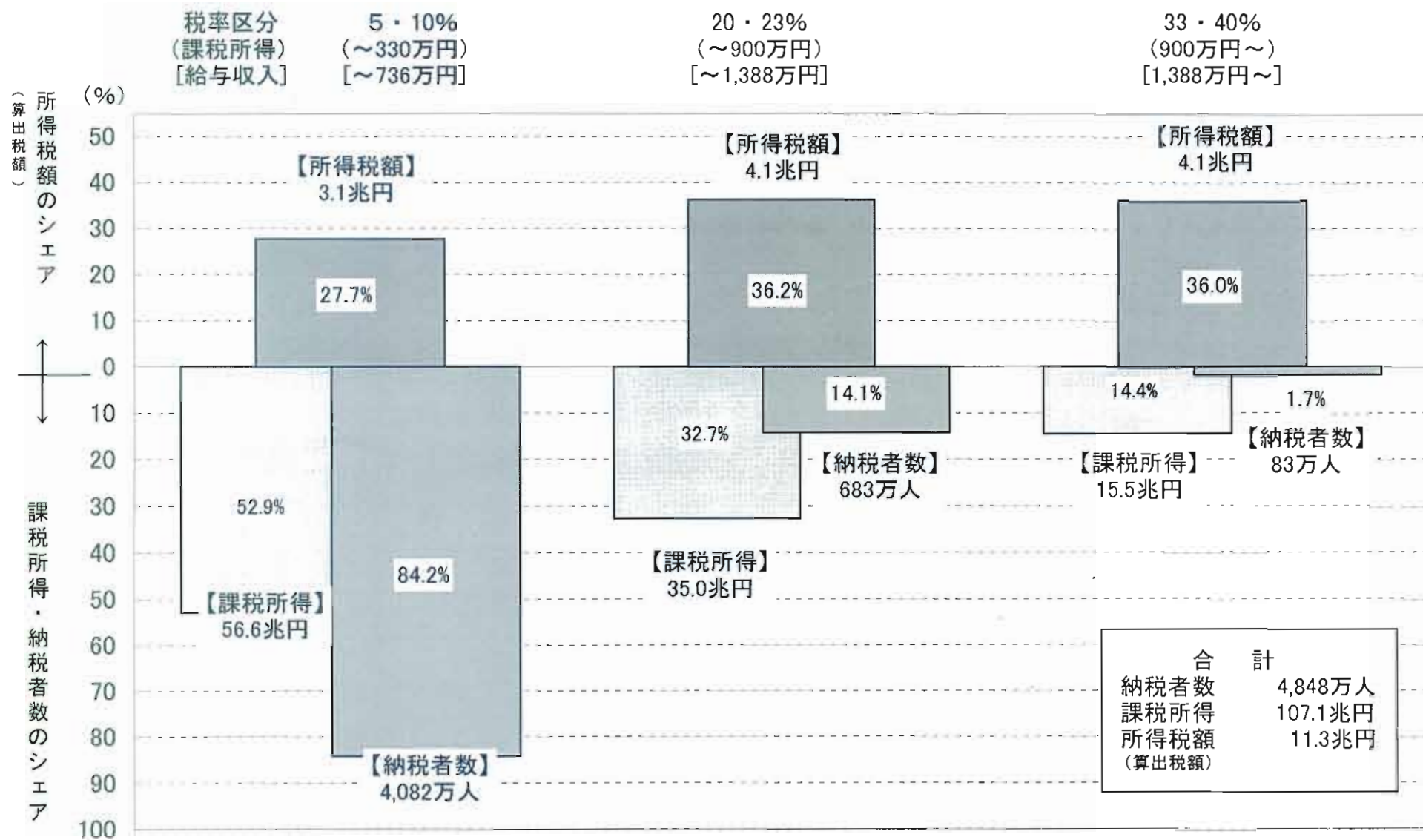
	税率区分	課税所得 (給与収入)	総課税所得	税率1%引上げ 当たりの増収力	対象納税者数
約1.4兆円	40%	1,800万円～ (2,340万円～)	約3.6兆円	約360億円	約30万人 (0.6%)
約1.5兆円	33%	900万円～1,800万円 (1,387万円～2,340万円)	約4.4兆円	約440億円	約80万人 (1.6%)
約0.6兆円	23%	695万円～900万円 (1,162万円～1,387万円)	約2.6兆円	約260億円	約190万人 (3.9%)
約2.9兆円	20%	330万円～695万円 (736万円～1,162万円)	約14.5兆円	約1,500億円	約770万人 (15.9%)
約1.7兆円	10%	195万円～330万円 (554万円～736万円)	約16.5兆円	約1,700億円	約1,730万人 (35.7%)
約3.3兆円	5%	0円～195万円 (261万円～554万円)	約65.3兆円	約6,500億円	約4,850万人 (100.0%)

(注1) 平成23年度予算ベースの推計値である。

(注2) 対象納税者数の括弧内の割合は、その税率が適用される人数の全納税者数に占める割合である。

所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合(推計)の状況

未定稿



- (注) 1. 各計数は、平成23年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない)。
 2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～736万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

復興特別所得税（付加税率2.1％）による年間の税負担額

（単位：円）

給与収入金額	
（ ）内は給与所得者全体に占める累計割合	
300万円	(40.5%)
400 "	(58.6%)
500 "	(72.9%)
600 "	(82.3%)
700 "	(88.0%)
800 "	(92.0%)
900 "	(94.5%)
1,000 "	(96.2%)
1,500 "	(99.0%)
2,000 "	(99.6%)
2,500 "	(99.8%)
3,000 "	

夫婦子2人	
所得税額	付加税額 （ ）内は1ヶ月当たり
11,500	200 (17)
43,500	900 (75)
78,500	1,600 (133)
129,500	2,700 (225)
203,500	4,300 (358)
334,500	7,000 (583)
494,500	10,400 (867)
666,500	14,000 (1,167)
1,770,600	37,200 (3,100)
3,338,100	70,100 (5,842)
5,012,000	105,300 (8,775)
6,912,000	145,200 (12,100)

（単位：円）

夫婦子1人（16歳未満）	
所得税額	付加税額 （ ）内は1ヶ月当たり
43,000	900 (75)
75,000	1,600 (133)
122,500	2,600 (217)
192,500	4,000 (333)
300,500	6,300 (525)
460,500	9,700 (808)
620,500	13,000 (1,083)
792,500	16,600 (1,383)
1,978,500	41,500 (3,458)
3,546,000	74,500 (6,208)
5,264,000	110,500 (9,208)
7,164,000	150,400 (12,533)

（単位：円）

単身者	
所得税額	付加税額 （ ）内は1ヶ月当たり
62,000	1,300 (108)
94,000	2,000 (167)
160,500	3,400 (283)
230,500	4,800 (400)
376,500	7,900 (658)
536,500	11,300 (942)
696,500	14,600 (1,217)
868,500	18,200 (1,517)
2,103,900	44,200 (3,683)
3,671,400	77,100 (6,425)
5,416,000	113,700 (9,475)
7,316,000	153,600 (12,800)

- （注）1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入（1年を通じて勤務した者）は、412.0万円。
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報（厚生労働省）」による一般労働者（パートを除く）の平均給与額は、483.3万円。
 3. 夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満に該当するものとして計算している。
 夫婦子1人の場合、子が16歳未満に該当するものとして計算している。（なお、夫婦のみの場合、夫婦子1人の場合と税負担額は同じ）
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
 5. 付加税額については、100円未満を四捨五入して計算している。
 6. 給与所得者全体に占める累計割合は「平成22年分民間給与実態統計調査」による。なお、2,500万円超の収入区分における累計割合は不明。

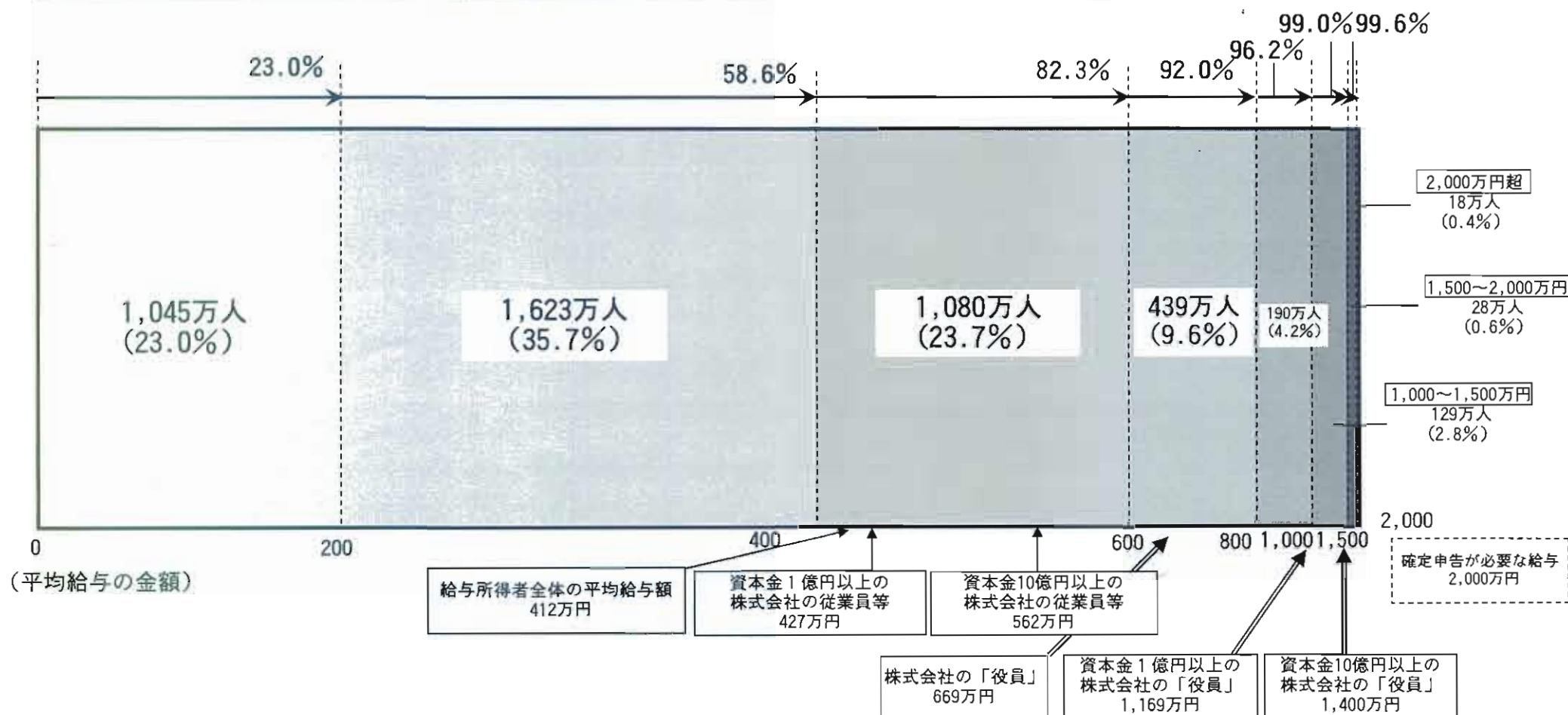
給与所得控除の見直し（23年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）による税負担額の変化（所得税＋住民税）

給与収入金額 （【案】給与所得控除額）	現行の税負担額	税負担額の変化
		給与収入1,500万円を超える場合 控除額245万円
1,000万円 （220万円）	113万円	0
1,200万円 （230万円）	168万円	0
1,500万円 （245万円）	264万円	0
1,800万円 （260万円⇒245万円）	387万円	+6万円
2,000万円 （270万円⇒245万円）	468万円	+11万円
2,500万円 （295万円⇒245万円）	680万円	+25万円
3,000万円 （320万円⇒245万円）	918万円	+38万円

（注）夫婦子2人（子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象）として計算している。

給与所得者（4,552万人）の状況

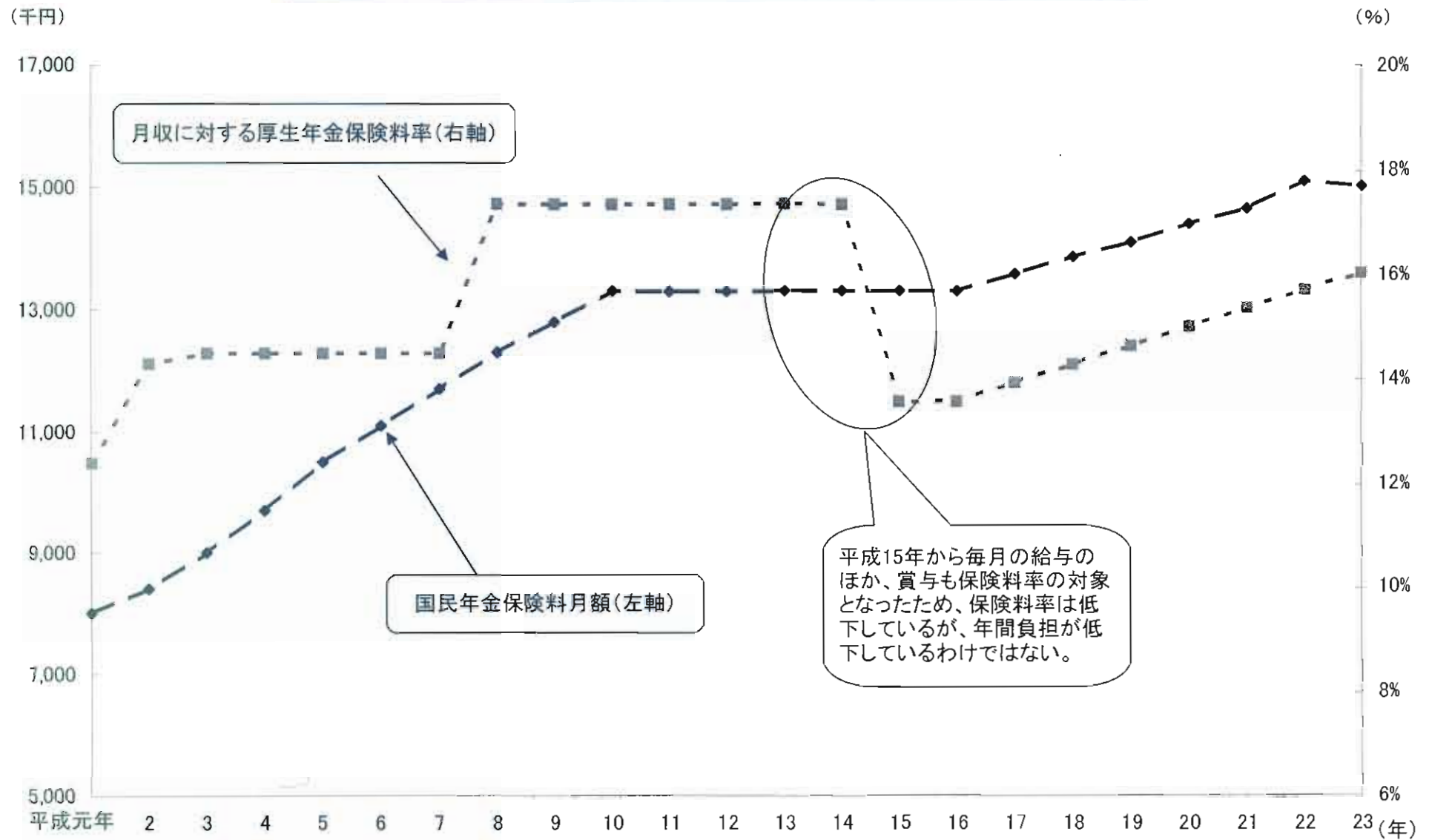
- 給与所得者の分布は、200万円～400万円が最も多く35.7%、1,000万円超は3.8%、1,500万円超は1.0%。
- 給与所得者全体の平均給与は、412万円。



(注1) 国税庁「民間給与実態調査(平成22年分)」(1年を通じて勤務した者)による。ただし、株式会社の従業員等に係る金額及び役員に係る金額については平成21年分による。

(注2) 従業員等には、役員についてのデータも含まれている。

年金保険料の推移(平成元年～23年)



- (注) 1. 厚生年金の保険料率は、平成15年4月から総報酬制が導入され、毎月の給与のほか、賞与に対し同率の保険料率が適用されている。
 2. 厚生年金の保険料率は第1種被保険者(男子)の額であり、労使合計の数値。
 3. 厚生年金保険料率及び国民年金保険料月額は、当該年度中の4月の率及び額である。